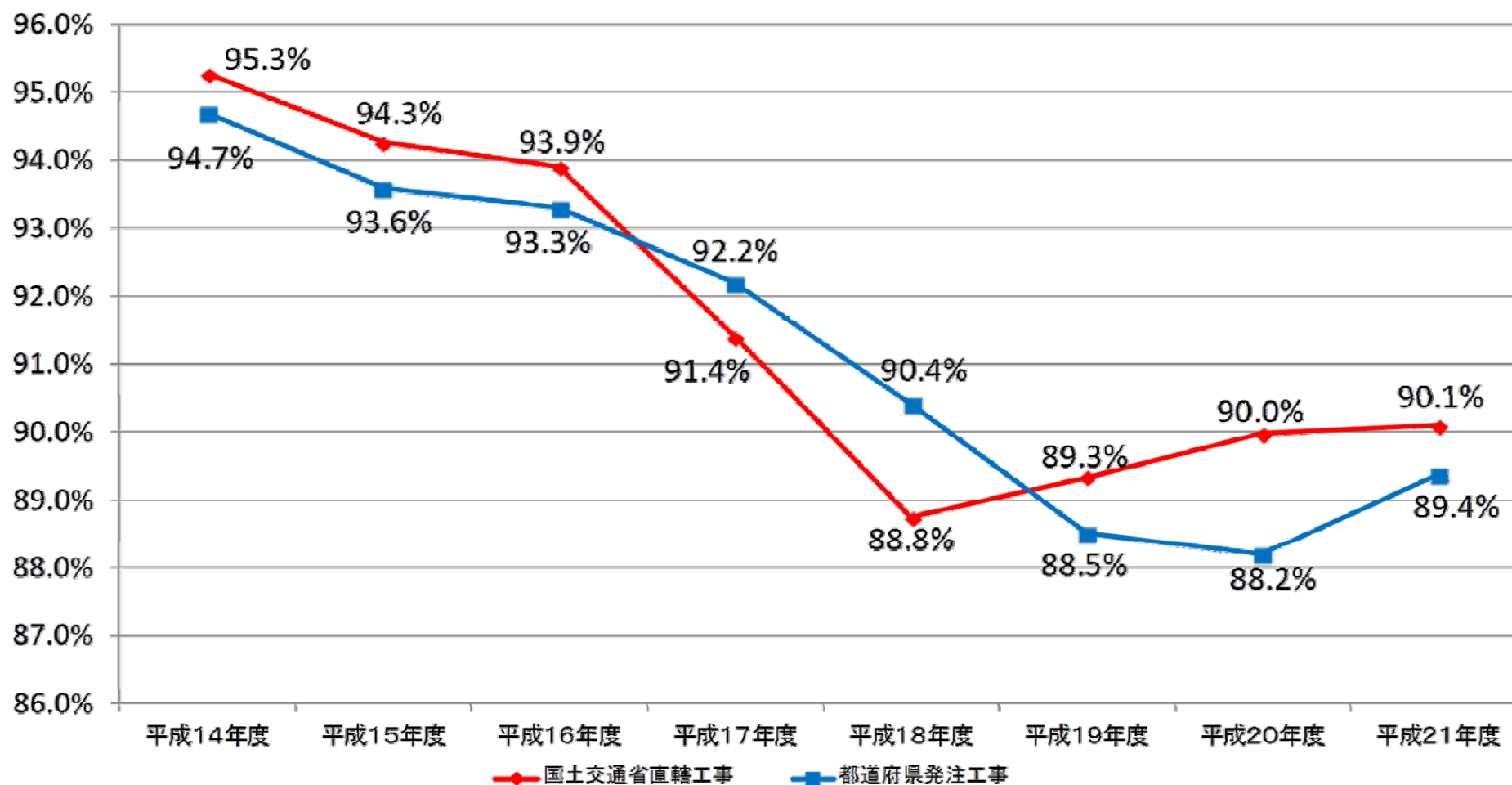


Ⅱ-4-1 国土交通省直轄工事及び都道府県発注工事の落札率の推移

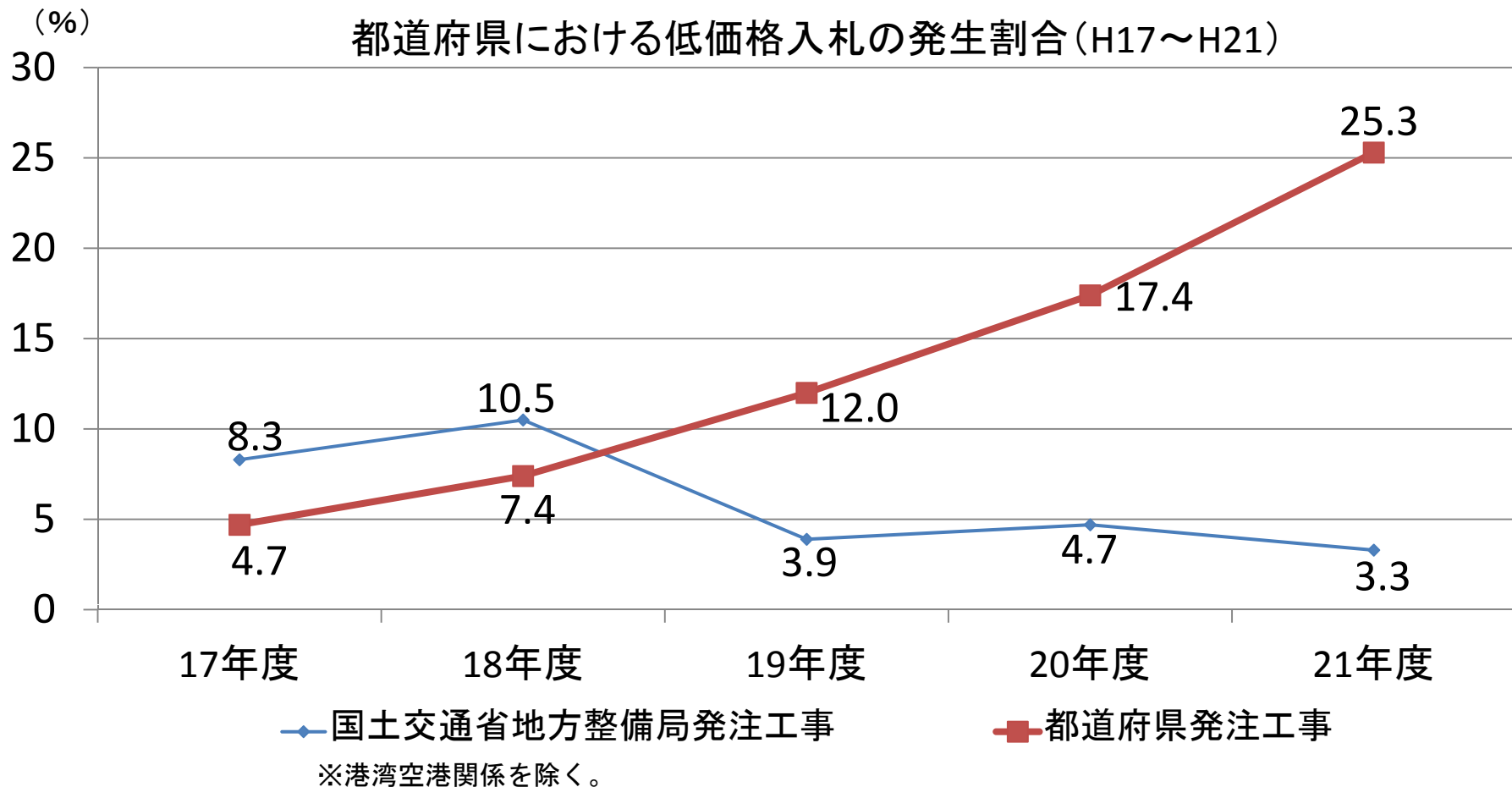


(国土交通省調べ)

※直轄工事は、8地方整備局で契約した工事（平成17年度までは港湾空港関係除く）。

Ⅱ-4-2 低価格入札の発生率

○地方公共団体の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。

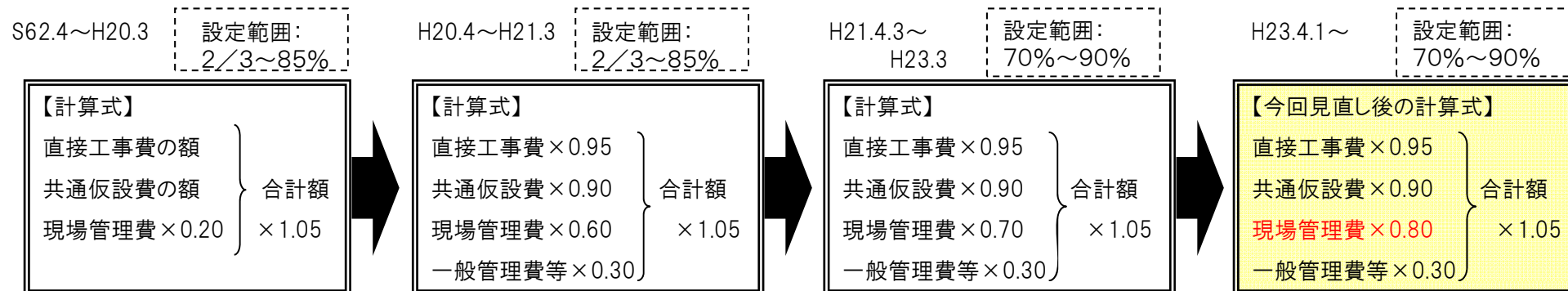


(備考) 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合

(国土交通省調べ)

Ⅱ-4-3 低入札価格調査における基準価格等の引上げ

国土交通省における引上げの経緯



国(国土交通省以外)における見直し状況(H22.9.1現在)

公共工事の発注実績がある18府省庁のすべてにおいて、平成21年4月の国交省の計算式に見直し済み。

都道府県における見直し状況(H22.9.1現在)

[最低制限価格] 33団体で平成21年4月の国交省の計算式と同水準以上に見直し済み。

[低入札価格調査基準価格] 41団体で平成21年4月の国交省の計算式と同水準以上に見直し済み。

※43団体(91.5%)でいずれかの見直しを実施済み。

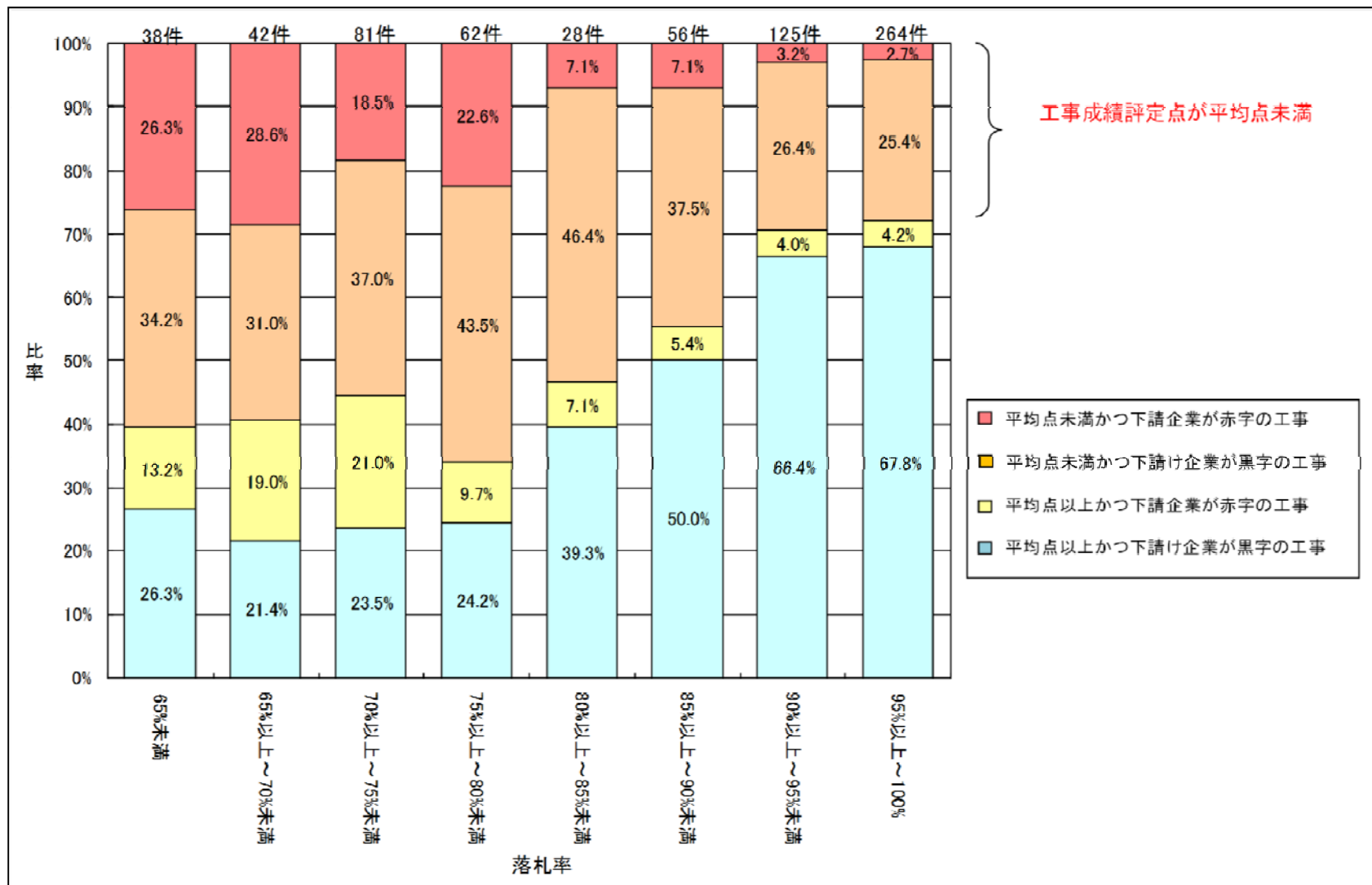
指定都市における見直し状況(H22.9.1現在)

[最低制限価格][低入札価格調査基準価格]

17団体(89.5%)で平成21年4月の国交省の計算式と同水準以上に見直し済み。

Ⅱ-4-4 落札率と工事成績との関係(傾向)

○ 落札率が低くなると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加傾向。



Ⅱ-4-5 低入札価格調査制度の活用実績(平成21年度)

	調査基準 価格を設定した件数 (A)	排除した 件数(B)	排除した 割合 (B)/(A)
都道府県	18,018	2,123	11.8%
指定都市	4,216	207	4.9%
市区町村	31,208	847	2.7%
合計	53,442	3,177	5.9%

(参考)

	最低制限 価格を設定 した件数 (C)	排除した 件数(D)	排除した 割合 (C)/(D)
	90,355	22,366	24.8%
	16,585	6,438	38.8%
	112,000	23,121	20.6%
	218,940	51,925	23.7%

Ⅱ-4-6 予定価格の公表時期とくじ引きによる落札

都道府県

予定価格	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	8	11	} +12
○ 事後公表と事前公表の併用(含、試行)	7	16	
○ 事前公表	32 (団体)	20 (団体)	} Δ12



くじ引きの発生率

- 事後公表 5.7%
- 事前公表 13.5%

2.4倍

(H21実績)

指定都市

予定価格	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	0	3	} +9
○ 事後公表と事前公表の併用(含、試行)	4	10	
○ 事前公表	13 (団体)	6 (団体)	} Δ7



くじ引きの発生率

- 事後公表 3.3%
- 事前公表 13.5%

4.1倍

(H21実績)

※増減が一致しないのは、岡山市(H21.4)、相模原市(H22.4)の指定都市移行によるため。

Ⅱ-4-7 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の公表時期とくじ引きによる落札

都道府県

低入札価格調査基準価格・最低制限価格

	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	32	36	} +4
○ 事後公表と事前公表 の併用(含、試行)	2	2	
○ 事前公表	3	2	} Δ1
	(団体)	(団体)	

※非公表 (H20.9) 10 → (H20.9) 7 Δ3

くじ引きの発生率

□ 事後公表	6.0%
□ 事前公表	46.1%

7.7倍

(H21実績)

指定都市

低入札価格調査基準価格・最低制限価格

	(H20.9)	(H22.9)	
○ 事後公表	12	16	} +3
○ 事後公表と事前公表 の併用(含、試行)	1	0	
○ 事前公表	4	3	} Δ1
	(団体)	(団体)	

※増減が一致しないのは、岡山市(H21.4)、相模原市(H22.4)の指定都市移行によるため。

くじ引きの発生率

□ 事後公表	8.6%
□ 事前公表	28.7%

3.3倍

(H21実績)

Ⅱ-4-8 市区町村における予定価格等の事前公表の状況

[凡例] は都道府県が事前公表をしていることを示す。 は事前公表している市町村の割合が高い上位5府県

	予定価格を 事前公表している 市町村の割合	低入札価格調査 基準価格を事前公表 している市町村の割合	最低制限価格を 事前公表している 市町村の割合
北海道	59.0%	8.6%	6.3%
青森県	82.5%	9.1%	4.3%
岩手県	14.7%	0.0%	4.0%
宮城県	32.4%	0.0%	0.0%
秋田県	76.0%	0.0%	0.0%
山形県	48.6%	8.3%	0.0%
福島県	27.1%	6.3%	0.0%
茨城県	③ 93.2%	4.5%	7.1%
栃木県	81.5%	5.3%	8.7%
群馬県	42.9%	28.6%	15.8%
埼玉県	69.8%	5.9%	10.4%
千葉県	66.0%	⑤ 50.0%	③ 59.5%
東京都	74.2%	0.0%	20.4%
神奈川県	33.3%	0.0%	0.0%
新潟県	17.2%	0.0%	0.0%
山梨県	⑤ 92.6%	11.8%	5.0%
長野県	6.5%	0.0%	0.0%
富山県	86.7%	0.0%	0.0%
石川県	89.5%	0.0%	11.8%
岐阜県	76.2%	16.7%	15.0%
静岡県	39.4%	0.0%	0.0%
愛知県	87.5%	13.3%	28.6%
三重県	75.9%	33.3%	14.3%
福井県	82.4%	0.0%	6.7%

	予定価格を 事前公表している 市町村の割合	低入札価格調査 基準価格を事前公表 している市町村の割合	最低制限価格を 事前公表している 市町村の割合
滋賀県	73.7%	0.0%	15.8%
京都府	80.0%	③ 75.0%	20.0%
大阪府	④ 92.7%	② 77.8%	① 97.4%
兵庫県	45.0%	15.4%	17.9%
奈良県	① 94.9%	④ 57.1%	④ 53.3%
和歌山県	② 93.3%	① 87.5%	33.3%
鳥取県	78.9%	0.0%	7.7%
島根県	28.6%	0.0%	0.0%
岡山県	53.8%	25.0%	4.2%
広島県	72.7%	8.3%	0.0%
山口県	89.5%	0.0%	27.3%
徳島県	79.2%	0.0%	13.0%
香川県	35.3%	0.0%	0.0%
愛媛県	90.0%	5.3%	0.0%
高知県	35.3%	25.0%	16.1%
福岡県	84.5%	11.1%	② 59.6%
佐賀県	85.0%	0.0%	26.7%
長崎県	9.5%	0.0%	0.0%
熊本県	80.0%	21.4%	14.7%
大分県	88.9%	28.6%	⑤ 52.9%
宮崎県	61.5%	-	0.0%
鹿児島県	62.8%	0.0%	0.0%
沖縄県	43.9%	⑤ 50.0%	0.0%
全国計	62.0%	12.8%	17.3%

(備考) 予定価格については、全市区町村(1,731団体)を対象に集計。低入札価格調査基準価格については、制度導入市区町村(600団体)を対象に集計。最低制限価格については、制度導入市区町村(1,275団体)を対象に集計
(注)「事前公表」には「一部の事前公表」を含む。

II-4-9 入札参加者数の推移(国土交通省直轄工事)

国土交通省(港湾空港を除く) 発注の一般土木工事の一般競争入札における
平均入札参加者数の推移

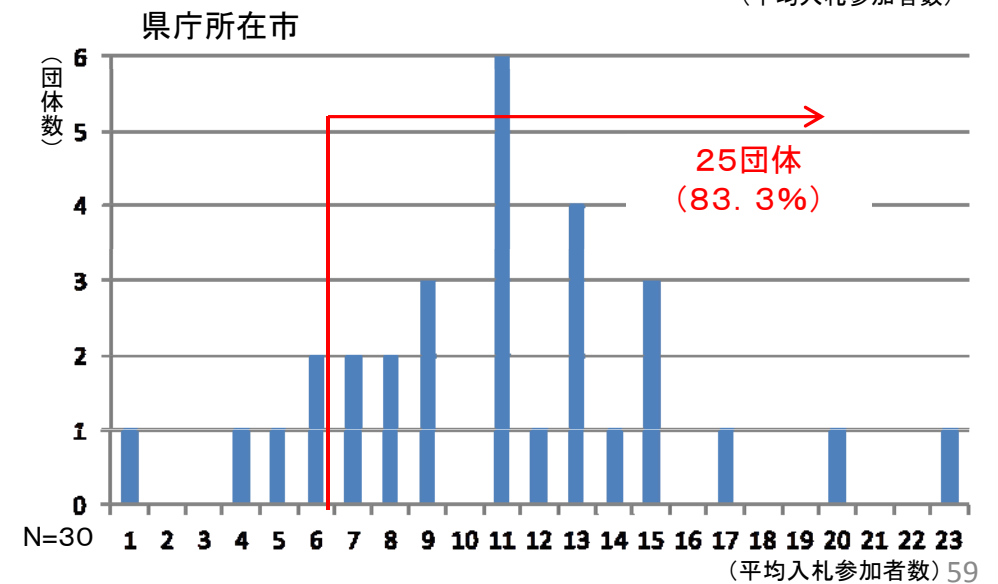
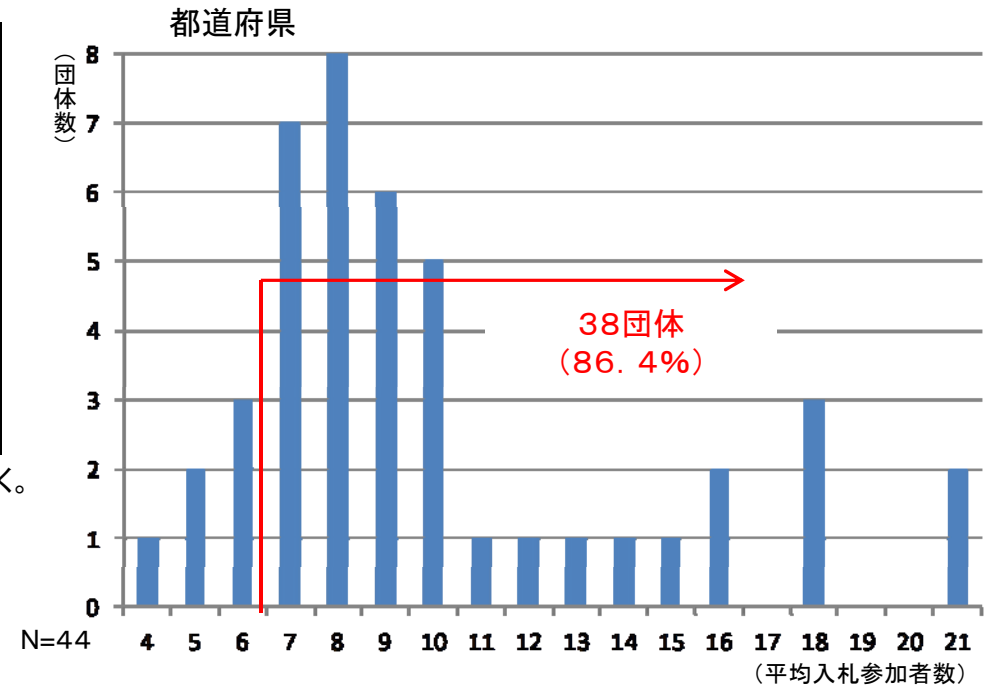
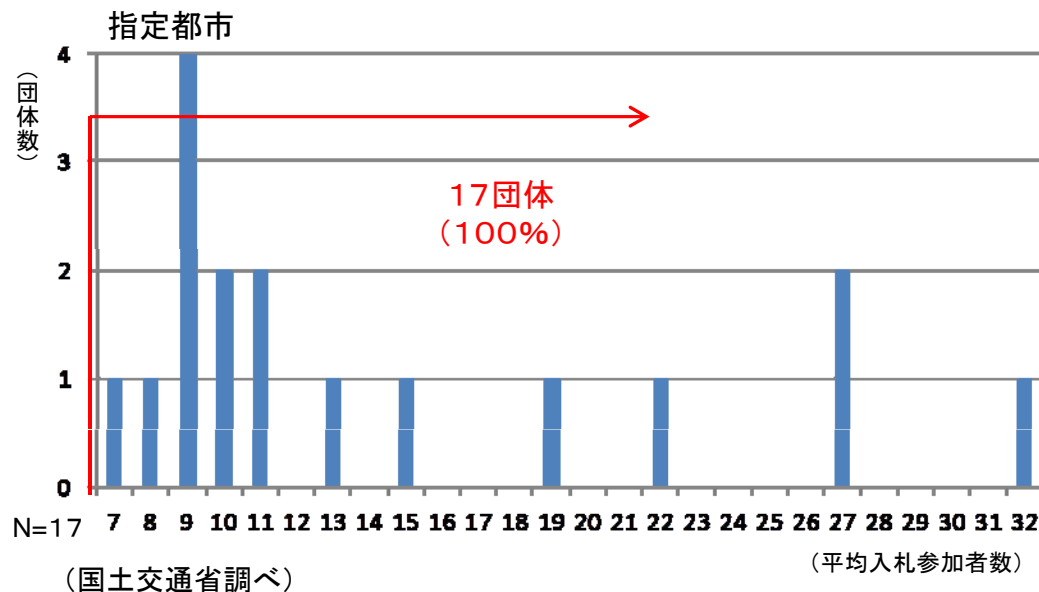
	17年度			18年度			19年度			20年度			21年度		
	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数	入札参加者数	件数	平均参加者数
Aランク	466	73	6.4	824	70	11.8	1,357	124	10.9	1,597	136	11.7	1,245	72	17.3
WTO	452	71	6.4	794	64	12.4	1,341	120	11.2	1,511	121	12.5	1,157	63	18.4
WTO除く	14	2	7.0	30	6	5.0	16	4	4.0	86	15	5.7	87	8	10.9
Bランク	989	99	10.0	1,468	199	7.4	1,415	206	6.9	1,286	160	8.0	1,098	117	9.4
Cランク	2,481	249	10.0	22,178	2,610	8.5	24,275	3,330	7.3	25,852	3,576	7.2	24,422	3,657	6.7
Dランク	7	2	3.5	589	128	4.6	1,070	250	4.3	1,056	244	4.3	1,166	304	3.8
一般土木計	3,943	423	9.3	25,059	3,007	8.3	28,117	3,910	7.2	29,791	4,116	7.2	26,773	4,086	6.6

Ⅱ-4-10 地方公共団体の一般競争入札における平均入札参加者数

	平均入札参加者数		
		10億円以上 26.3億円未満	26.3億円以上 (WTO対象)
都道府県	10	9	8
指定都市	15	9	8
県庁所在市 (指定都市を除く)	11	7	

※未回答6団体及び実績がない1団体を除く。

※赤字は、国土交通省直轄工事(一般土木)の一般競争入札における平成21年度の平均入札参加者数6.7を上回る団体数・割合。



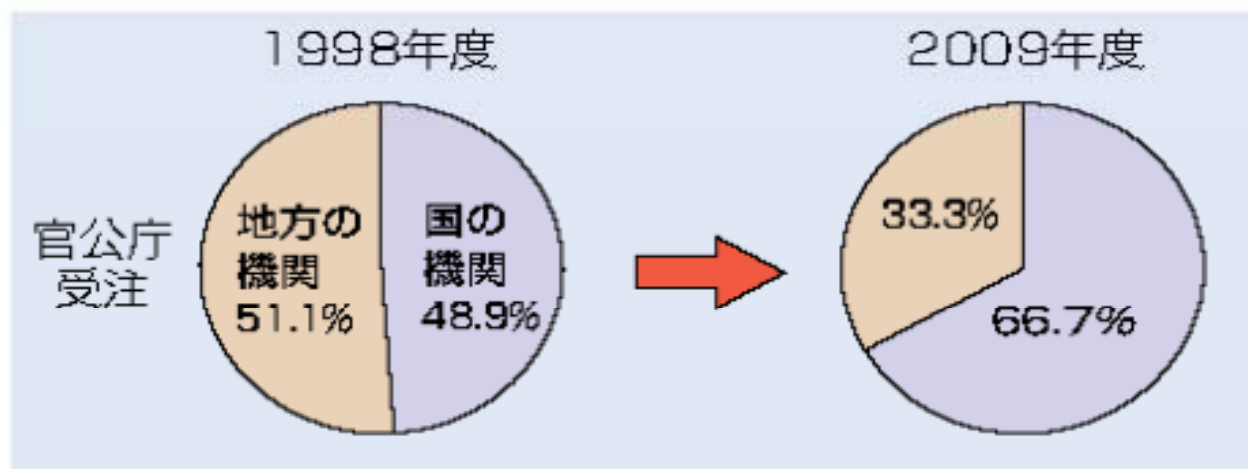
Ⅱ-4-11 一般競争入札における地域要件の設定状況

		H18. 4. 1	H19. 9. 1	H20. 9. 1	H21. 9. 1	H22. 9. 1
国		6	9	10	10	10
		33.3%	50.0%	55.6%	52.6%	52.6%
特殊法人等		87	109	111	115	116
		66.4%	84.5%	87.4%	90.6%	91.3%
地方公共団体	都道府県	38	46	46	46	46
		80.9%	97.9%	97.9%	97.9%	97.9%
	指定都市	11	16	17	18	19
		73.3%	94.1%	100.0%	100.0%	100.0%
	市区町村	661	827	980	1057	1077
	77.2%	85.3%	90.2%	91.4%	91.9%	
	小計	710	889	1043	1121	1142
		77.3%	86.1%	90.7%	91.7%	92.2%
合計		803	1007	1164	1246	1268
		75.3%	85.3%	89.9%	91.1%	91.6%

出所：公共工事入札契約
適正化調査

(注1) 上段は団体数
(注2) 下段は一般競争入札を
導入している団体のうち、
地域要件を採用している
団体の割合

日建連加盟企業の受注内容の変化



出所：日建連
「建設業ハンドブック2010」

Ⅱ-4-12 各都道府県発注工事における地元建設企業の受注割合(平成21年度)

	総数 (a)	地元建設企業の受注 (b)	(b)/(a)
件数	124,817件	117,325件	94.0%
金額	3兆751億円	2兆6,116億円	84.9%

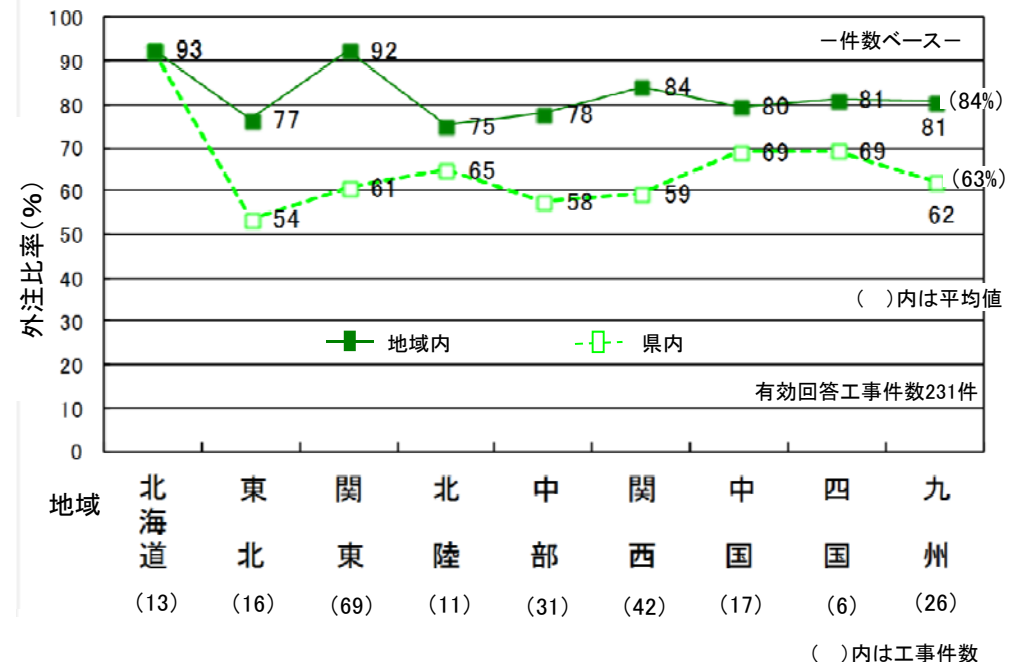
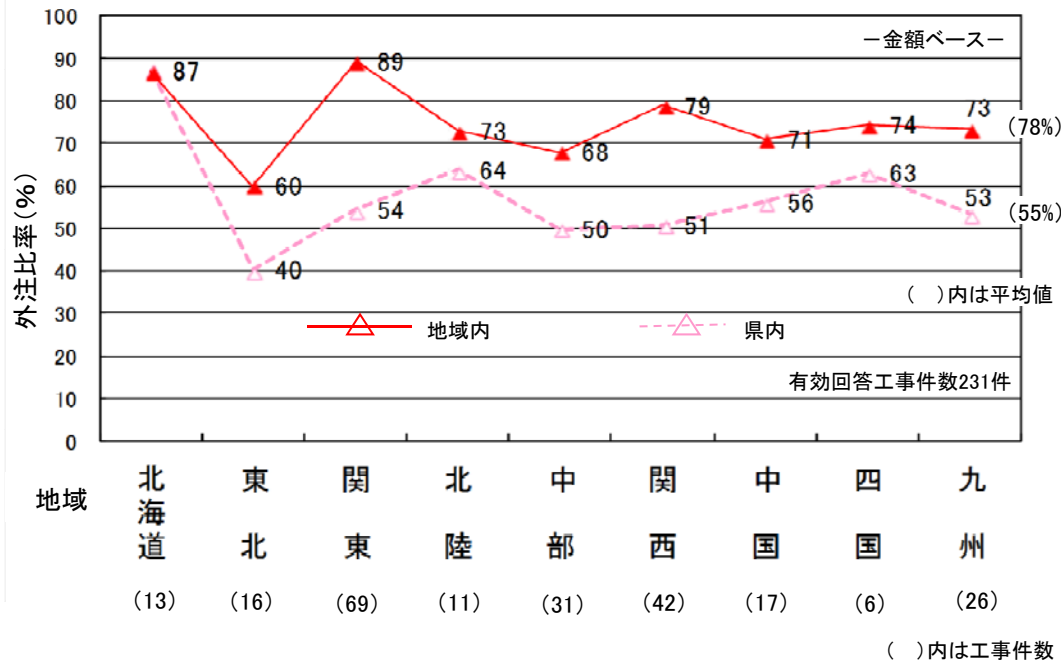
(注1) 東京都発注工事を含まない

(注2) 特定JVによる受注額は、出資比率により構成企業に按分して集計

Ⅱ-4-13 (社)日本土木工業協会の会員企業が受注した土木工事の外注率と外注先

地域内への外注比率

金額ベースで約78% (うち県内約55%)
 件数ベースで約84% (うち県内約63%)



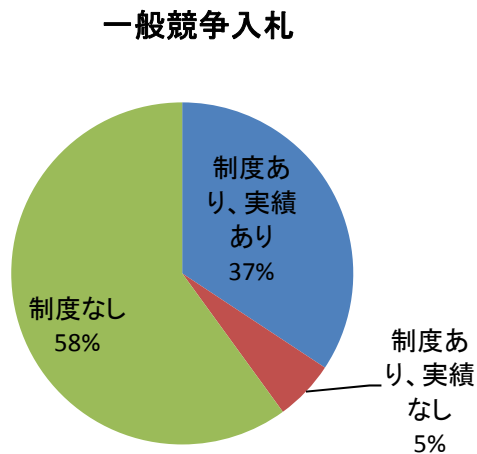
(調査対象) 国土交通省、内閣府、地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団等から発注された工事で、会員企業25社が受注し、平成20年度内に完成した7.2億円以上の工事(有効回答工事件数;231件)

(注) (社)日本土木工業協会は、平成23年4月1日より、合併により(社)日本建設業連合会として活動している。

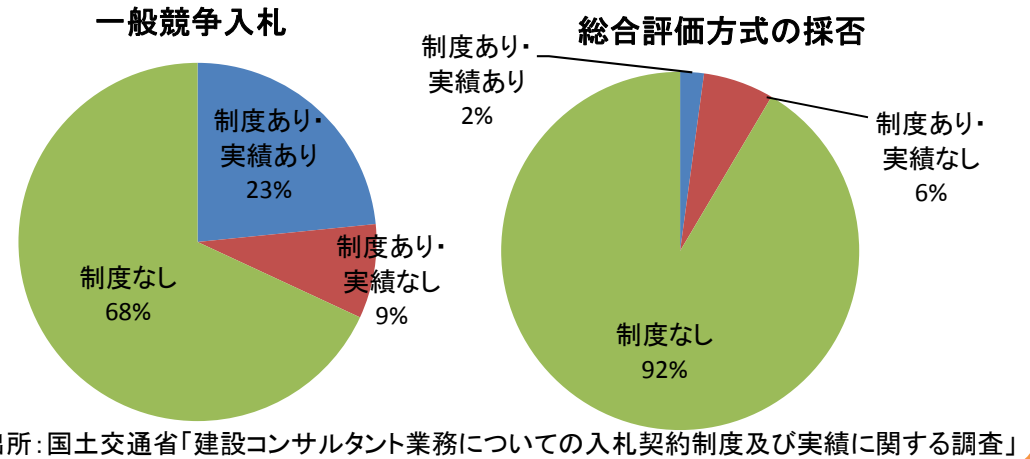
Ⅱ-4-14 都道府県における建設コンサルタント業務の入札契約制度の状況(1)

- 都道府県発注の建設コンサルタント業務では、総合評価落札方式が導入されているものの未だ2割程度となっている。低入札価格調査制度、最低制限価格制度の導入状況もそれぞれ2割程度となっている。
- また、予定価格の事後公表を行っている都道府県は5割となっている。

①一般競争入札の導入状況(平成23年3月時点)

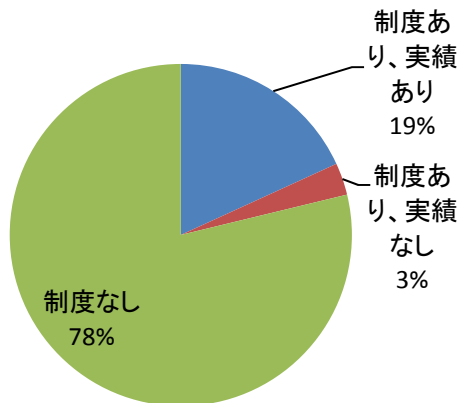


<参考>平成21年2月時点 ※回答数:47

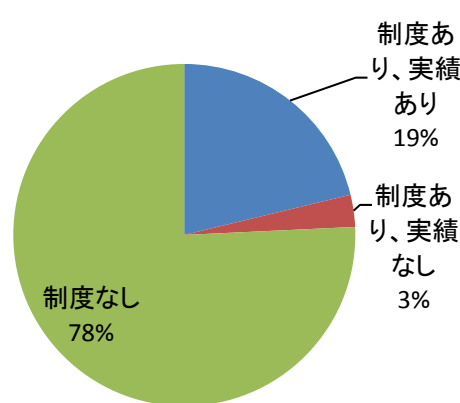


②一般競争入札における各種制度の採用状況(平成23年3月時点) ※回答数:38

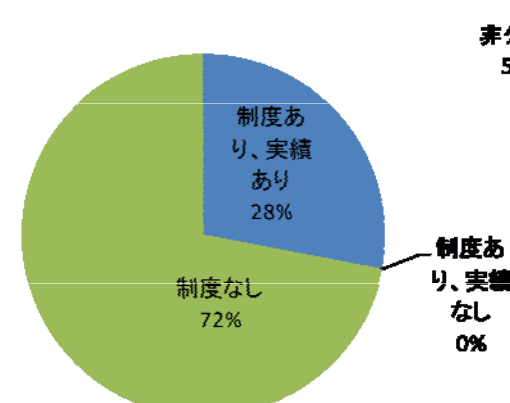
総合評価落札方式の採否



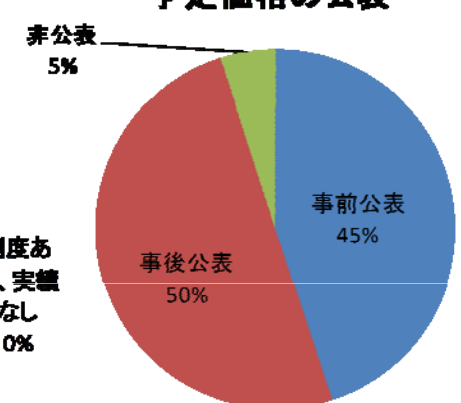
低入札価格調査制度の採否



最低制限価格制度の採否



予定価格の公表



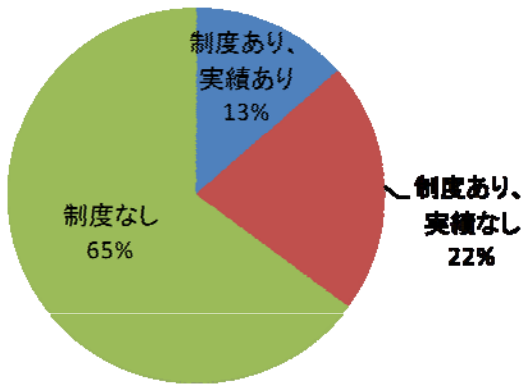
出所:国土交通省「建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査」

Ⅱ-4-15 都道府県における建設コンサルタント業務の入札契約制度の状況(2)

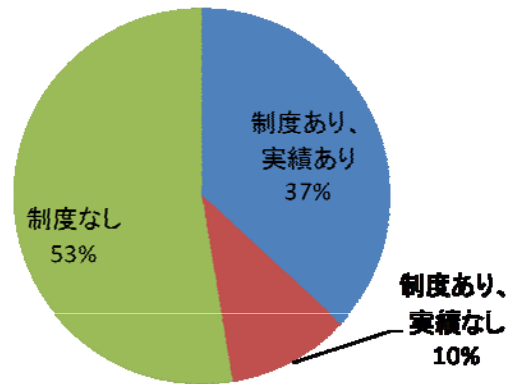
○ 都道府県発注の建設コンサルタント業務では、プロポーザル方式の導入状況は4割程度となっている。

③プロポーザル方式の導入状況(平成23年3月時点)※回答数:38

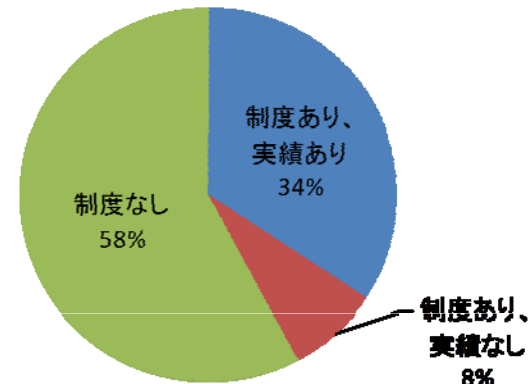
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



標準プロポーザル



出所:国土交通省「建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査」

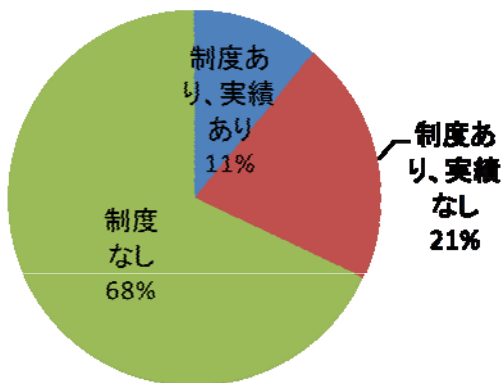
公募型プロポーザル:
政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の基準額以上の設計コンサルティング業務を調達する際に、参加業者を公募してプロポーザル方式で落札者を決定する方式。入札公告を官報・県報・市報に掲載することや提案書提出者への通知から提案書の提出までの期間は少なくとも40日とすることなどの手続きを必須として行う。

簡易公募型プロポーザル:
政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の基準額未満のコンサルティング業務を調達する際に、参加業者を公募してプロポーザル方式で落札者を決定する方式。入札公告を官報等ではなく業界紙に掲載したり、提案書提出者への通知から提案書の提出までの期間を40日以上設けなくてもよいなど、「公募型」より簡易な手続きで行うプロポーザル方式。

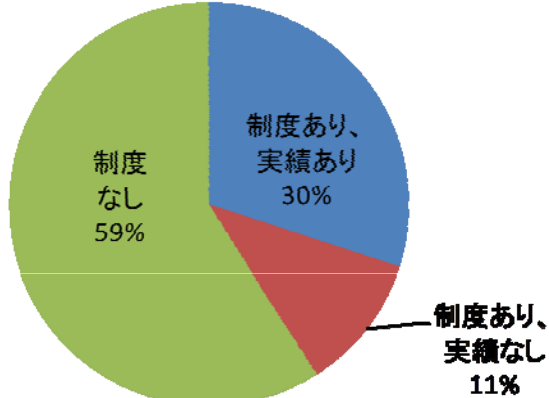
標準プロポーザル:
政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の基準額未満のコンサルティング業務を調達する際に、参加業者を選定してプロポーザル方式で落札者を決定する方式。

<参考>平成21年2月時点 ※回答数:47

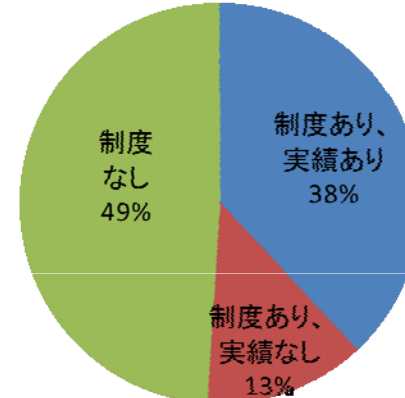
公募型プロポーザル



簡易公募型プロポーザル



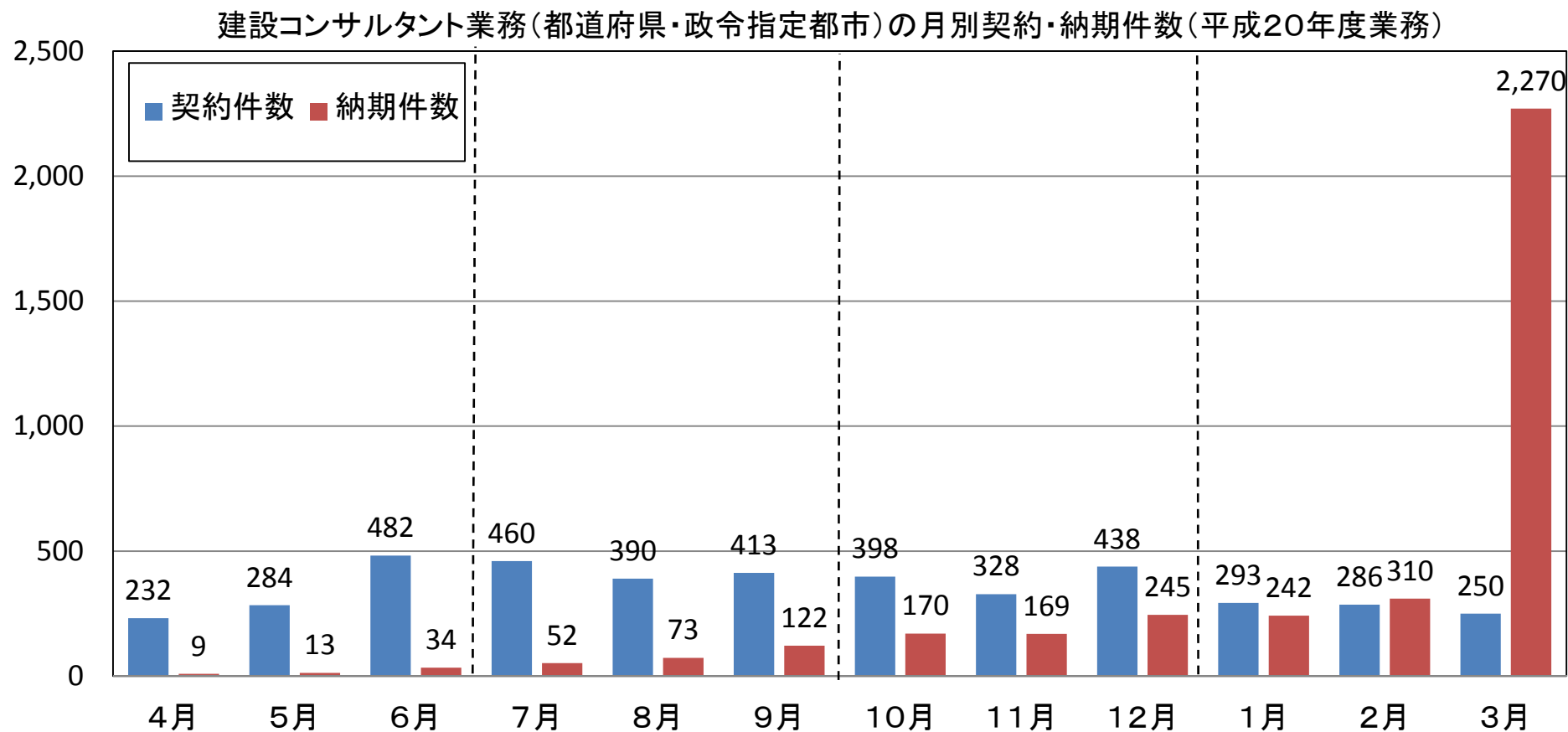
標準プロポーザル



出所:国土交通省「建設コンサルタント業務についての入札契約制度及び実績に関する調査」

Ⅱ-4-16 建設コンサルタント業務の月別契約・納期件数

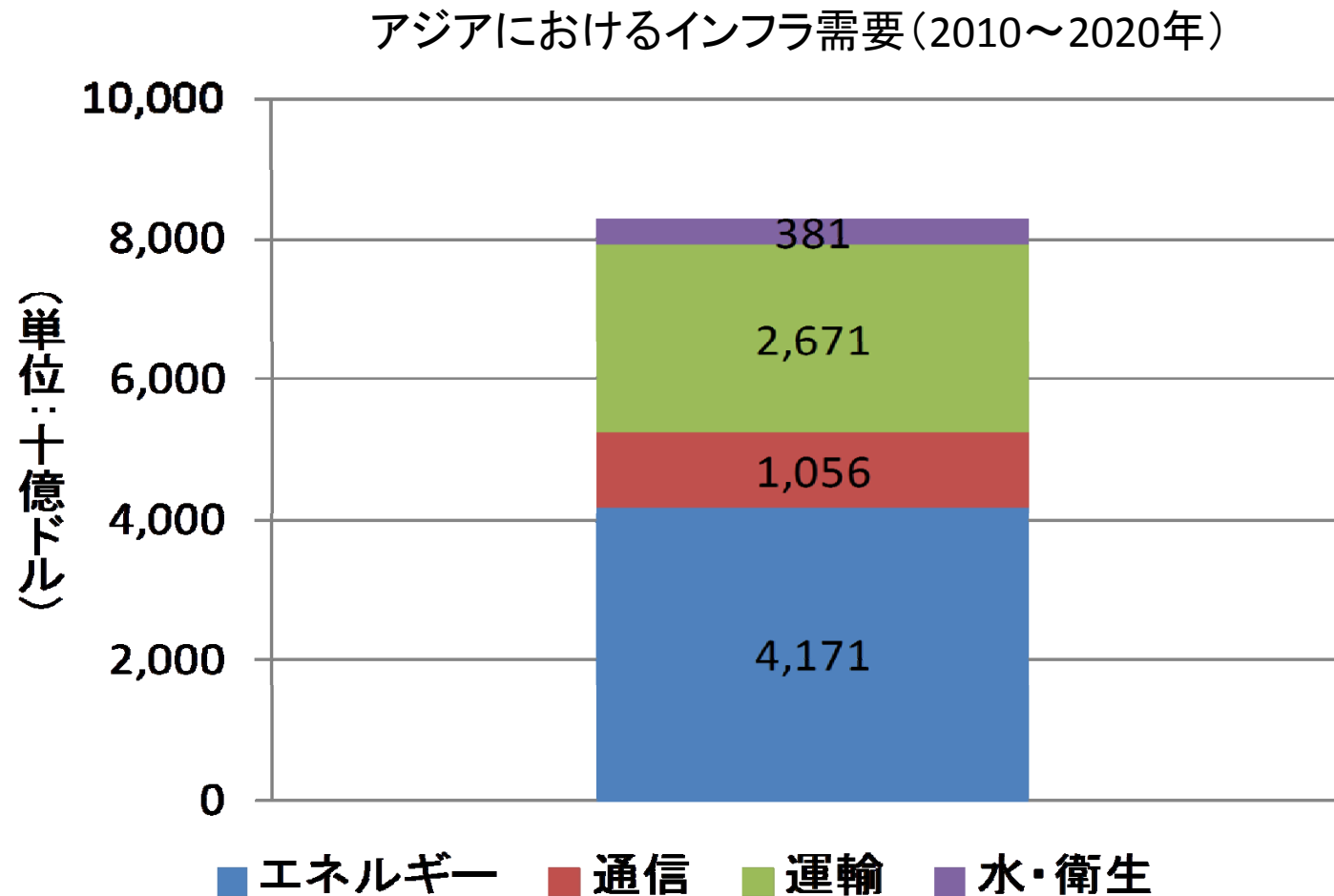
○ 都道府県・政令指定都市発注の建設コンサルタント業務の納期は3月末に集中している。



	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
契約件数	998	1,263	1,164	829	4,254
納期件数	56	247	584	2,822	3,709

II-5-1 アジアにおけるインフラ需要

○ アジアにおいては、2010～2020年で約8兆ドル超（年間7,500億ドル超）という膨大なインフラ需要が存在。



出所: ADB, ADBI "Infrastructure for a Seamless Asia" (2009)

○建設産業の再生と発展のための方策に関する当面の基本方針(平成23年1月6日国土交通省建設産業戦略会議)(抜粋)

国内の建設投資が限られる中で、大手・中堅建設業は高い技術力を活かして大規模工事、難易度の高い工事を担うとともに、海外市場や技術力・事業企画力が発揮できる新たな事業分野にも積極的に進出できるよう、支援することが必要である。

(検討事項案)

①海外展開のためのリスク軽減策の導入等支援策の強化

○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

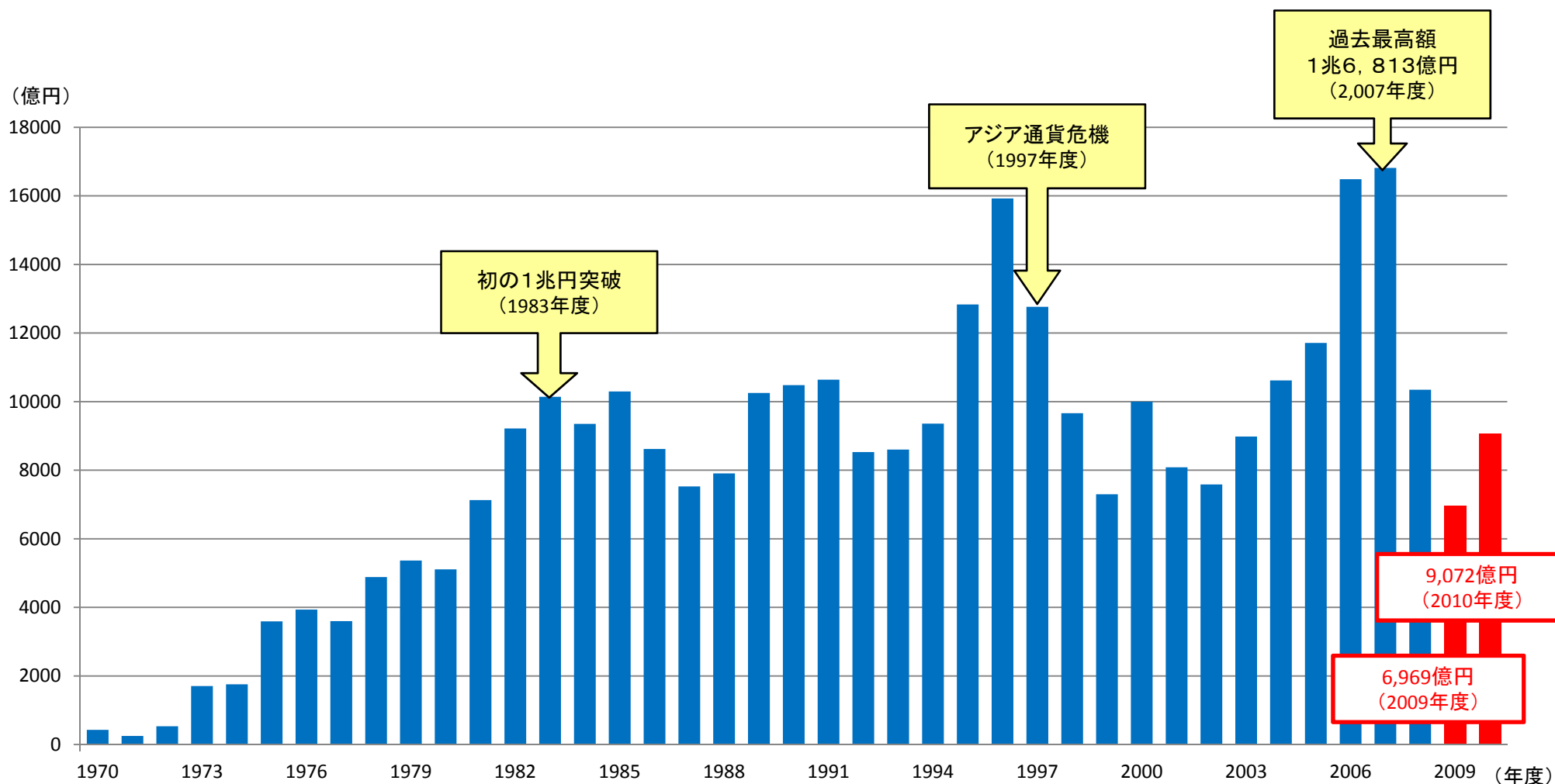
新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や、環境共生型都市の開発支援に官民あけて取り組む。同時に、土木・建築等で高度な技術を有する日本企業のビジネス機会も拡大する。さらには、建築士等の資格の相互承認も推進し、日本の建設業のアジア展開を後押しする。また、アジアにおけるこれらの分野のビジネス拡大につながる途上国産業人材の育成を官民が協力して進めていく。これらにより日本も輸出や投資を通じて相乗的に成長するという好循環を作り出す。また、日本の「安全・安心」の製品の輸出を促進するとともに、インフラ・プロジェクトの契約・管理・運営ノウハウの強化に取り組む。これらの取組は、アジアを起点に広く世界に展開していく。

○国土交通省成長戦略(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告)(抜粋)

我が国の優れた建設・運輸産業、インフラ関連産業が、海外市場において活躍の場を拡げ、世界市場で大きなプレゼンスを発揮しているとともに、国内においては、民間の創意工夫に基づくPPP/PFIの活用が飛躍的に進み、維持管理を含め、真に必要な社会資本整備が戦略的かつ重点的に行われている姿を目指す。

Ⅱ-5-3 我が国建設企業の海外受注実績の推移

○海外市場では、高い技術力(耐震・免震技術、安全、工期の遵守等)を有していながら、受注額が伸び悩み。



出所: (社)海外建設協会

これまでの我が国建設企業の海外展開

- 国内建設事業の減少の補完策として海外事業を行ってきた。
- 事業量確保のための応急策としての位置付けが強い。
- 国内建設市場の規模が大きく比較的安定的であったため、海外事業の採算性に対する意識が低い。
- 国内建設市場の状況に左右され、継続的な海外展開がなされてこなかった。



契約・リスク管理等の海外市場に必要な
マネジメントノウハウの蓄積がなされない構造

Ⅱ-5-5 海外の大手建設企業の海外売上比率

○ 我が国建設企業の海外売上比率は、諸外国の大手建設企業と比較しても低い。

<2009年実績による比較>

【日本大手5社】

(単位:百万米ドル)

企業名	総売上高	海外売上高	海外売上比率
鹿島建設	16,154	2,897	17.9%
大林組	13,510	2,096	15.5%
大成建設	13,863	2,044	14.7%
清水建設	15,571	1,734	11.1%
竹中工務店	12,037	939	7.8%

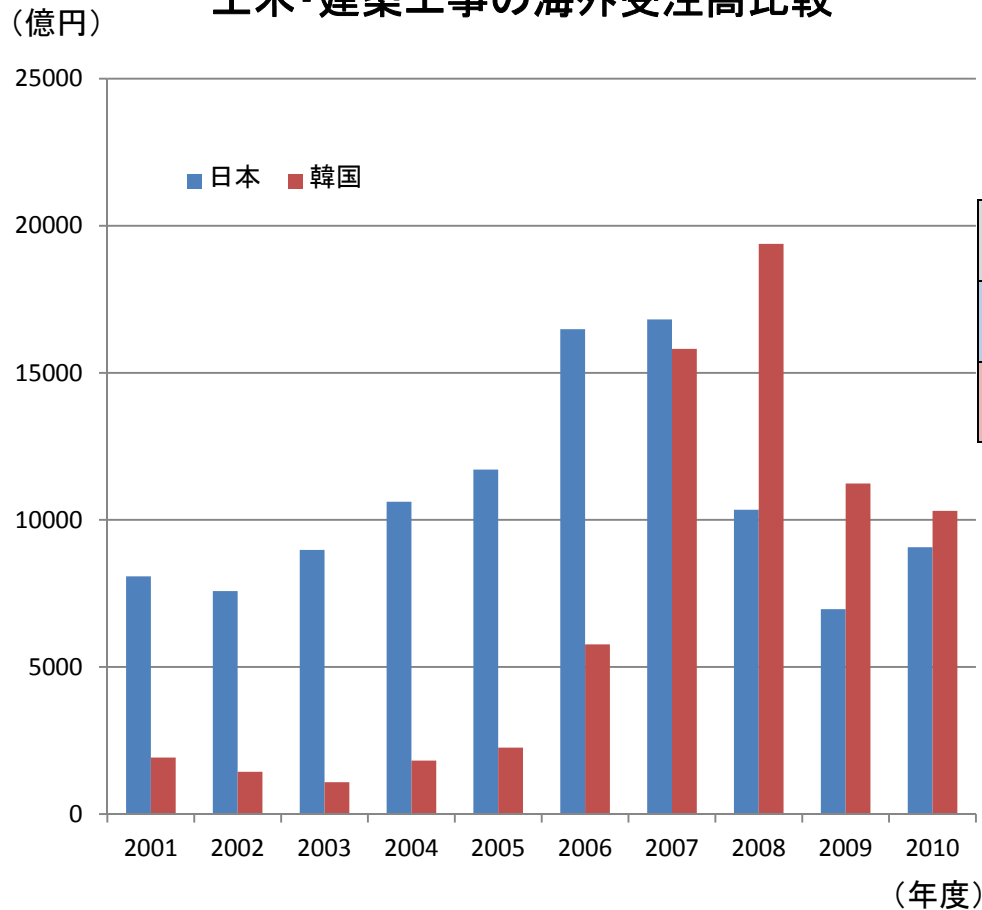
【海外大手5社】

企業名	総売上高	海外売上高	海外売上比率
HOCHTIEF(独)	26,069	23,770	91.2%
SKANSKA(スウェーデン)	16,322	12,880	78.9%
BECHTEL(米)	22,637	14,849	65.6%
BOUYGUES(仏)	34,271	13,509	39.4%
VINCI(仏)	45,247	17,238	38.1%

II-5-6 韓国企業の海外受注高の推移

○ 韓国企業の海外受注高は近年急増し、土木・建築工事ベースでは2008年に日本を逆転。

土木・建築工事の海外受注高比較



韓国は、アジア通貨危機(1997年)による経済の混乱に対応するため、国際競争力を強化するための改革を実施。

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	8,083	7,584	8,982	10,617	11,710	16,484	16,813	10,347	6,969	9,072
韓国	1,921	1,437	1,087	1,818	2,261	5,772	15,813	19,384	11,240	10,309

【参考】日本・韓国におけるGDP、建設投資、人口の比較

	GDP(名目値) (2010年)	建設投資(名目値) (2009年)	人口(2010年)
日本	5.44兆ドル	42兆1,700億円	1億2,806万人
韓国	1.01兆ドル	14兆3,553億円	5,052万人
(日本=1)	0.18	0.34	0.39

- 出所: (社)海外建設協会、韓国国土海洋部
- 韓国の数値については、JETRO貿易統計データベース、RICE建設経済レポートを基に、各年平均のレートを用いて日本円に換算
- 日本は年度の数値、韓国は年の数値

1. 情報収集・情報提供

○ 海外建設総合情報サービス

- ・海外建設協会に海外建設総合情報センターを設置。発注情報、建設環境情報等を提供。(2009年 プロジェクト情報155ヶ国、国別環境情報61ヶ国)
- ・ユーザー数12万人

2. 人材育成

○ 海外建設教育訓練プログラムの実施、教育・セミナーの実施(2010年 1,400人)

- ・海外建設協会等における海外建設管理者課程(事業開発、設計、工程管理、金融)等
- ・海外建設協会と大学の産学協力による専門家養成課程等
- 海外建設専門担当者リストの整備
 - ・登録人数 3,000~3,500人(2010年)
- 海外進出企業のための教育履修者リストの整備
 - ・登録人数 1000人~1500人(2010年)

3. 官民一体による売り込みの推進

- 海外建設市場開拓支援制度によるF/S支援(23億KRW(1.7億円)(2010年)(2003年より年間60~80件を支援))
- 官民合同市場開拓団の派遣(アジア、アフリカ、CIS、中東、中南米) 等
- 投資開発型事業(新都市開発等)の推進

4. 契約・リスク管理

○ 海外工事リスクマネジメントシステムの構築

- ・海外建設市場の特性とリスク対応事例提供(登録事業者50社、使用者 1200人、活用件数150件(2010年))

5. 中小建設企業対策

- 海外建設協会に中小企業受注支援センターを設置(中小建設業者海外受注高55億ドル(2009年))
- 中小企業受注支援センターにおける専門家による業務支援相談の実施(専門家25人、相談件数165件(2007年))

Ⅱ-5-8 韓国海外建設協会(ICAK)

○1976年11月に、海外建設促進法第23条に基づき、海外建設業者が「海外建設業者の権利保護と海外建設業の健全な発展及び海外工事の効率的な遂行」を目的として、設立(国土海洋部長官認可)。

法定の業務

- ① 海外工事に関する資料及び情報の収集・分析
- ② 海外建設振興のための国際民間協力の推進
- ③ 海外建設業に関する制度の研究及び改善の建議
- ④ 会員の品位維持
- ⑤ 海外建設業に関係する者に対する教育訓練及び福祉事業
- ⑥ 海外建設の広報及び刊行物の発刊
- ⑦ 海外工事資機材の共同購入並びに融資、借款及び保証の斡旋
- ⑧ 海外工事に対する受注秩序の維持のための協議
- ⑨ 国土海洋部長官から委託を受けた業務(中小企業受注支援センターの運営)

情報センターにおける情報収集・提供、中小企業受注支援センターにおける教育訓練、専門家相談業務が中心。

会員の状況

○ 会員総数 635社 (2010年3月)

○ 業種

総合建設	31社
エンジニアリング・コンサルティング	114社
土木・建築	199社
電気工事	124社
電気通信	8社
サービス・不動産	17社
専門	142社

組織

○ 会長

総会で選出、国土海洋部長官が承認する。

○ 2グループ(情報サービス・プランニンググループ、ビジネスプロモーショングループ) 10課体制で、情報センターと中小企業受注支援センターを設置。

Ⅱ-6-1 不良不適格業者の排除に係る経緯

不良不適格業者の定義

S62 「今後の建設産業政策の在り方について(第1次答申)」(中央建設業審議会答申)

「施工能力や資力信用に欠ける者、不誠実な者が建設市場に不当に参入している実態にかんがみ、これらの不良・不適格業者を排除する施策を強力に推進するとともに、業界の自助努力を積極的に支援する誘導施策を適切に講じていく必要がある。」

H4 「一括下請負の禁止について」(平成4年建設省経建発第379号)

「一括下請負を容認すると、(中略)、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。」

H7 「建設産業政策大綱」

「(不良不適格業者とは、)建設業においては技術力、施工力を全く有しないペーパーカンパニーや経営を暴力団が支配している企業等建設業法に違反する企業のみならず、建設業法上の要件は満たしているものの、対象工事の規模や必要とされる技術力から見て適切な施工に不安のあるものや、過大受注により施工が満足に行えない企業を含む。」

H10 「不良不適格業者排除対策について」(平成10年建設省経入企発第42号・自治行第90号)

「技術力・施工力を全く有しないペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、必要とされる技術者の配置を行わない企業等不良不適格業者の市場からの排除の徹底に取り組まれるようお願いします。」

H12 「建設産業構造改善推進3カ年計画」

「自ら施工管理を行わない者、必要な技術者を雇用しない者、品質を疎かにして手抜きをする者など、数多くの不良・不適格業者が公共工事を受注し、適正な競争を妨げているとの指摘がある。」

H16 「施工体制台帳等活用マニュアル」(平成16年国総入企第26号)

「適切な施工を行おうとしない不良不適格業者の放置は、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。」

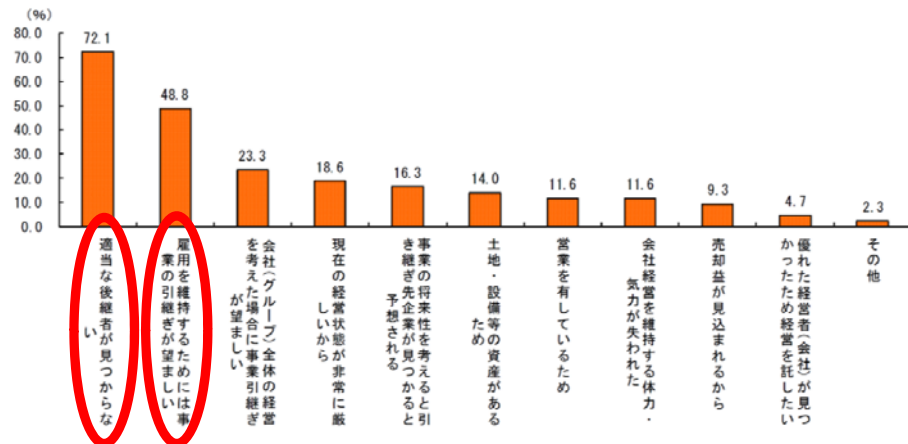
H19 「建設業法令遵守ガイドラインについて」(平成19年国総建第100号)

「建設業においては、従来から、適切な施工能力を有しない、いわゆるペーパーカンパニーなどの不良不適格業者の存在を始め、一括下請負、技術者の不専任、不適正な元請下請関係等の法令違反が問題となっており、このような状況下で、建設業に関する国民の信頼の回復、建設業の魅力向上のため、建設業者が法令遵守を徹底することが求められております。」

II-6-2 合併・事業譲渡時の目的と課題

事業を譲り渡す目的

「適当な後継者が見つからない」が約7割で、次いで「雇用を維持するためには事業の引継ぎが望ましい」が多い



出所：(財)中小企業総合研究機構「中小企業の事業引継ぎ実態調査」(2010年11月)
(注)複数回答であるため、合計は必ずしも100にならない。

事業を譲り受ける目的

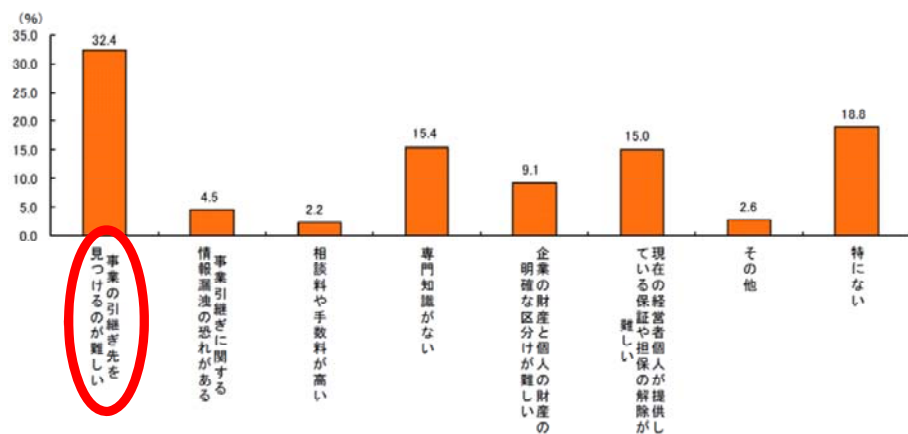
「既存事業の強化」、「既存分野での規模拡大」と回答する中小企業が約5割



出所：株式会社レコフ
出所：(財)中小企業総合研究機構「中小企業の事業引継ぎ実態調査」(2010年11月)
(注)複数回答であるため、合計は必ずしも100にならない。

事業の引継ぎ時の課題

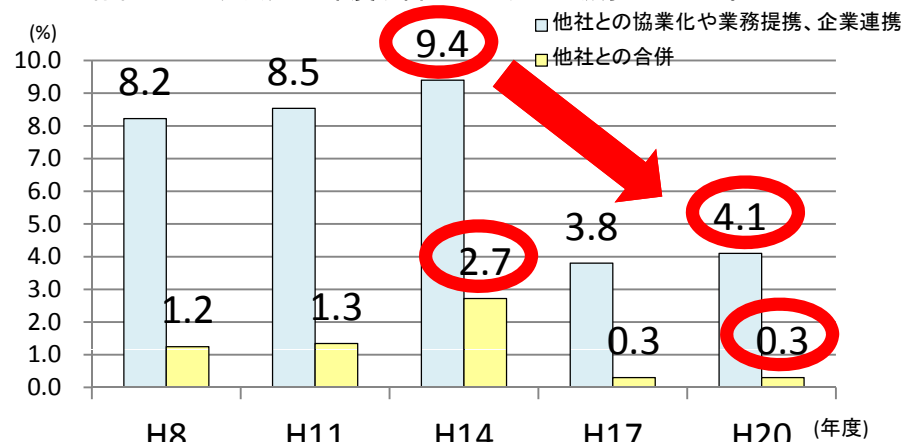
「事業の引継ぎ先を見つけるのが難しい」と回答する中小企業が最も多く、企業間のマッチングが最大の課題となっている



出所：(株)三菱総合研究所「事業の引継ぎに関する調査」(2009年12月、中小企業庁委託)
(注)1.経営者の引退後の事業に対する考え方で「自らの引退後、事業を他社に引き継ぎたい」と回答した中小企業を集計している。
2.第1位を3点、第2位を2点、第3位を1点として計算した。

Q. 貴社では現在、組織変更等についてどのような意向(実施又は今後予定)を持っていますか。

平成14年度には、合併・業務提携等の意向をもつ企業が調査対象企業の10%以上存在したが、平成17年度以降は5%以下に減少している。



出所：国土交通省「第12回建設業構造基本調査結果」※調査は3年毎に実施

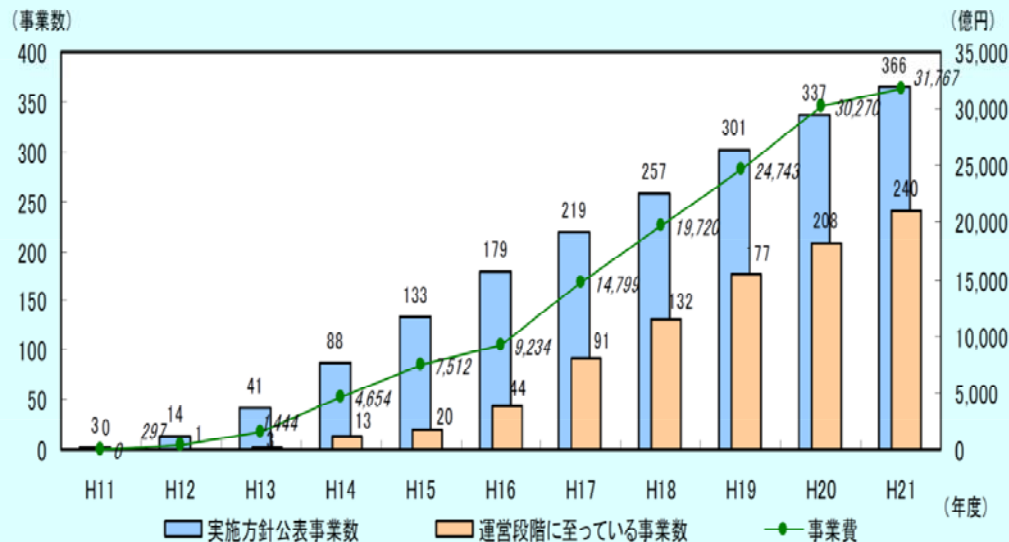
II-6-3 PFI事業の実施状況(件数・金額の推移)

我が国のPFI事業の実施状況を把握するため、平成21年度末までに実施方針を公表した事業の傾向について、公表資料データをもとに整理した。

- 実施方針を公表済みのPFI事業数は年々増加している。平成21年度末の事業数は366事業（注）に上り、事業費も約3.2兆円に上っている。また、すでに運営段階に至っている事業の数も、平成21年度末で240事業と、PFI事業数全体の約3分の2を占めている。

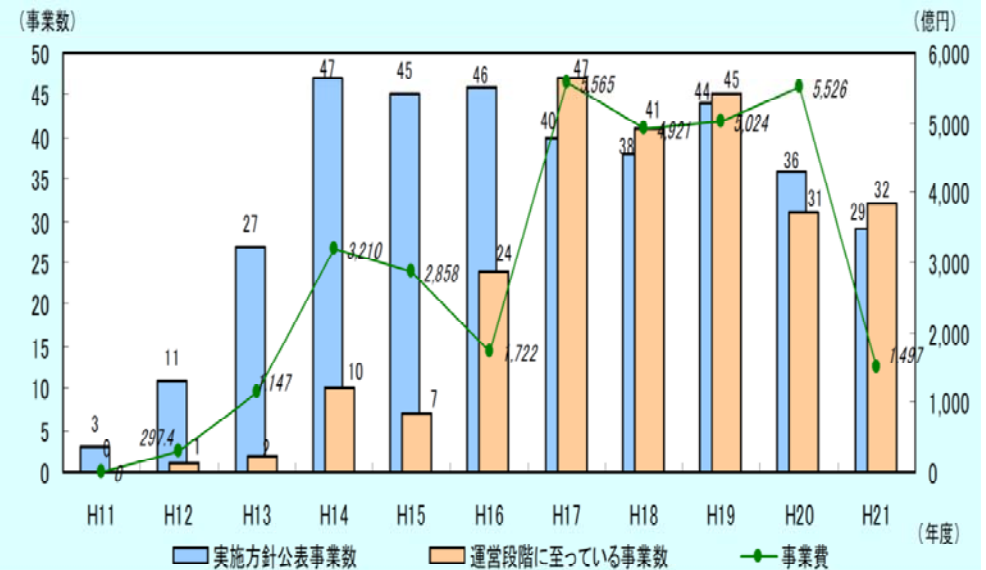
（注）平成21年度末までにPFI導入を断念した事業（平成21年度：7事業）、廃止した事業（4事業）について、当該事業の実施方針公表時期まで遡及して全事業分析の対象外とした。

◆ 事業数及び事業費の推移（累計）



（注）事業費については、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の落札金額又は当初契約金額であり、内閣府において把握しているもの合計額。

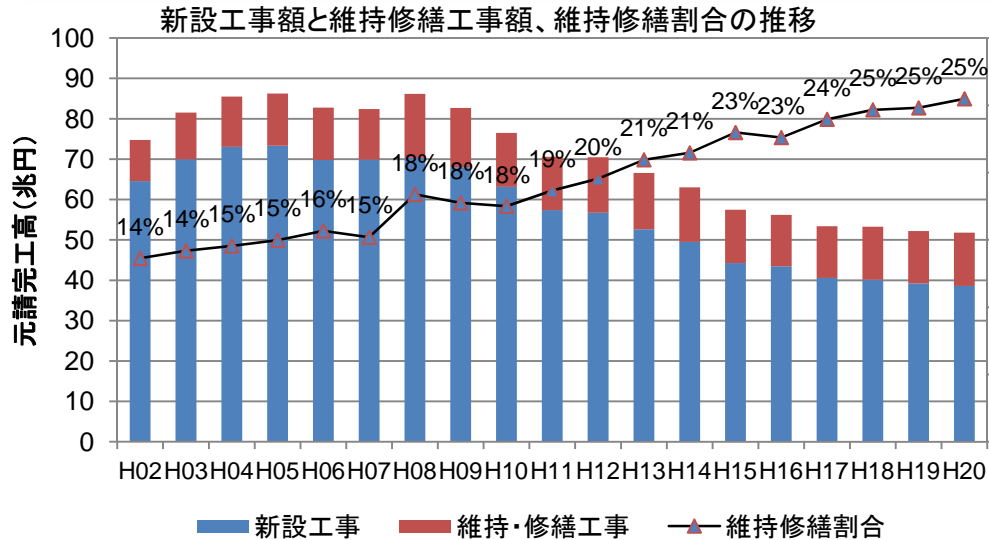
◆ 年度別の事業数及び事業費の増加数



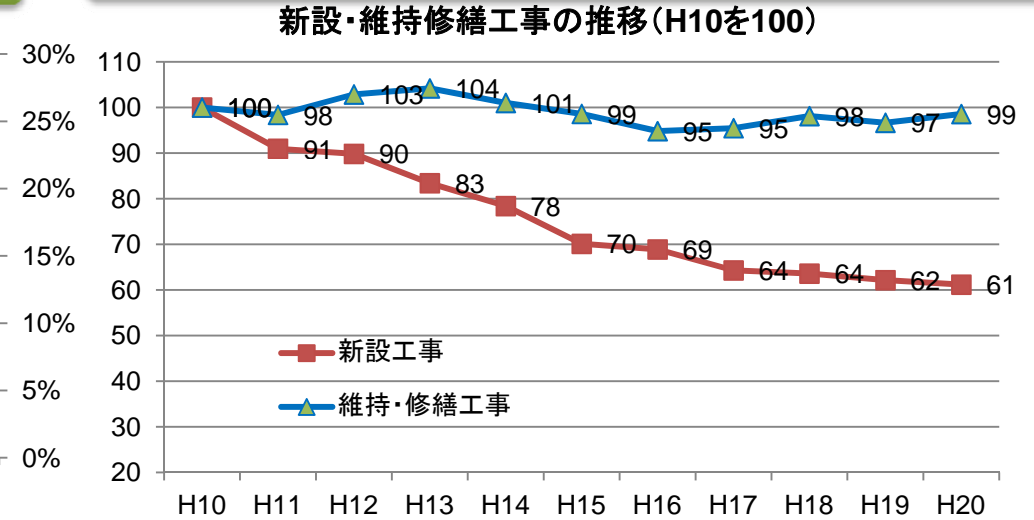
出所：内閣府「PFIに関する年次報告」（平成21年度）

II-6-4 新たな市場の拡大:維持管理

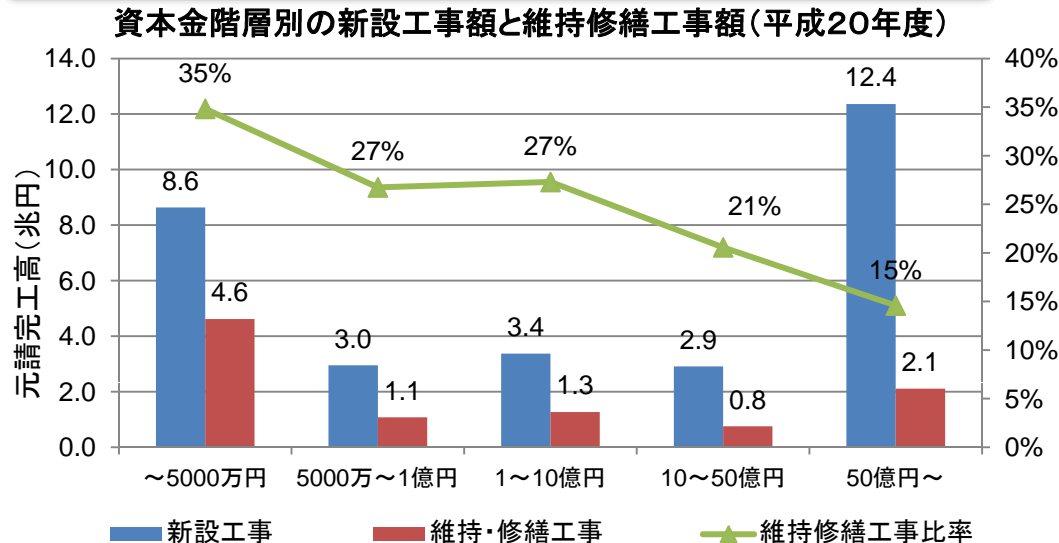
投資額が減少する中、維持修繕の割合が増加



新設工事は減少、維持修繕工事は横ばいで推移



中小建設事業者ほど、維持修繕工事の割合が高い



今後の我が国の建設市場は??

○西欧型のストック市場へ

各国の維持修繕工事／工事合計の割合(2007)
 西欧 英:43% 仏:46% 独:53% 伊:56%
 (※東欧平均 30%)

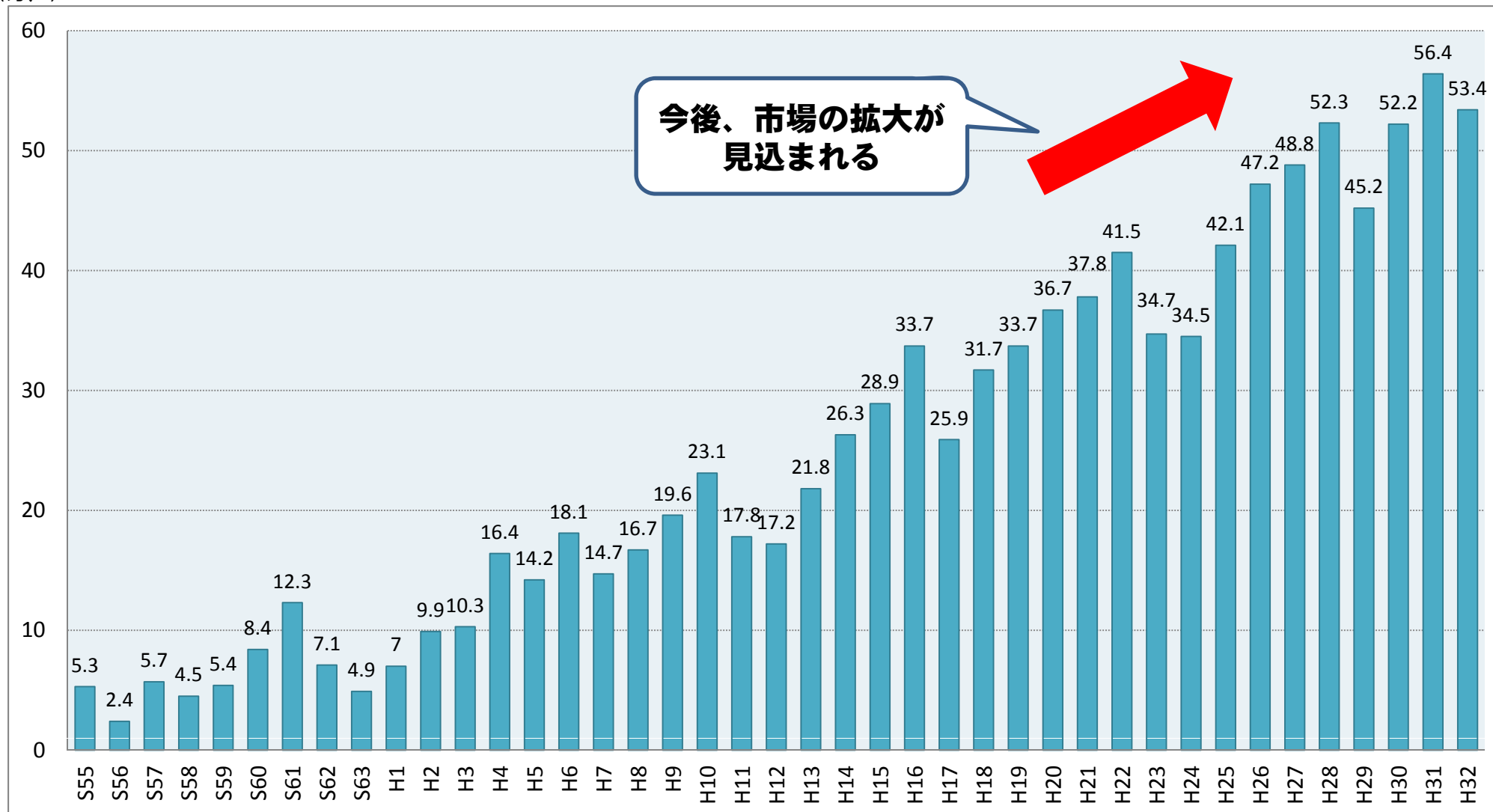
○相対的には中小建設業の受注機会が増加

維持修繕工事の総額の中で、資本金1億円以下の事業者の占める割合は57% (2008)

Ⅱ-6-5 分譲マンション大規模修繕の対象戸数予測

各年度に竣工した分譲マンションが、一般的な大規模修繕の周期である12年毎に修繕を行うと仮定して推計。

(万戸)



出所: 国土交通省「中古住宅・リフォームトータルプラン検討会第1回会議配付資料」(平成23年2月)

Ⅱ-6-6 建設企業の新事業展開における課題

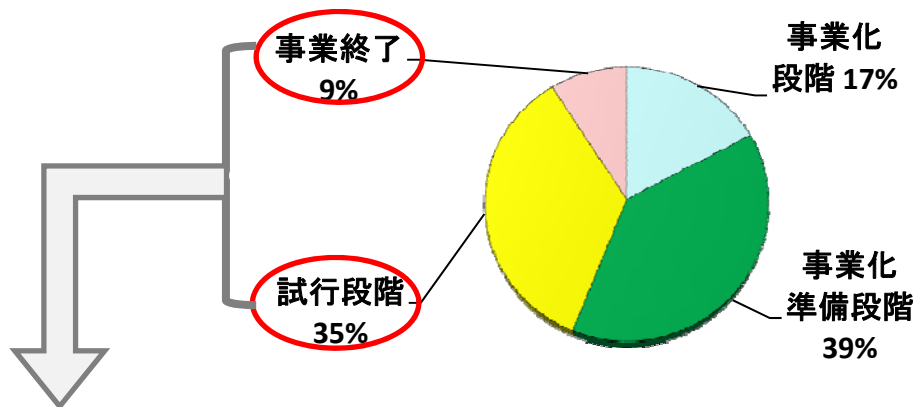
- 事業立ち上げ段階では、資金調達や参入する事業の選択、事業主体内の構成員間の合意形成が課題。
- 事業実施段階では、販路開拓等の外部とのコーディネートや成功事例等の情報提供といった支援のニーズが大きい。

「建設業と地域の元気回復助成事業」(平成21年3月～平成23年2月)選定事業者の取組状況

事業が継続状態に至っていない理由として、**資金調達・資金繰りや、参入する事業の選択、構成員間の合意形成の失敗**等が挙げられている。

平成23年2月時点(同事業の終了時点)での事業段階

※選定事業者に対するアンケート回答。
有効回答数:150協議会
(東日本大震災被災地の5協議会は未回収)



事業化の目途が立たない理由(複数回答)

- ・資金調達・資金繰りの目途が立たなかった (40.9%)
- ・建設業者の参入メリットが見出せなかった (28.8%)
- ・協議会が取り組む商品・サービス等への消費者ニーズが顕在化していない(27.3%)
- ・構成員間の利害調整がうまくいかず、事業化への合意形成が図れなかった(19.7%)
- ・既存商品との差別化が困難(15.2%)
- ・その他 (47.0%) 事業化するためにはもう少し時間が必要 等

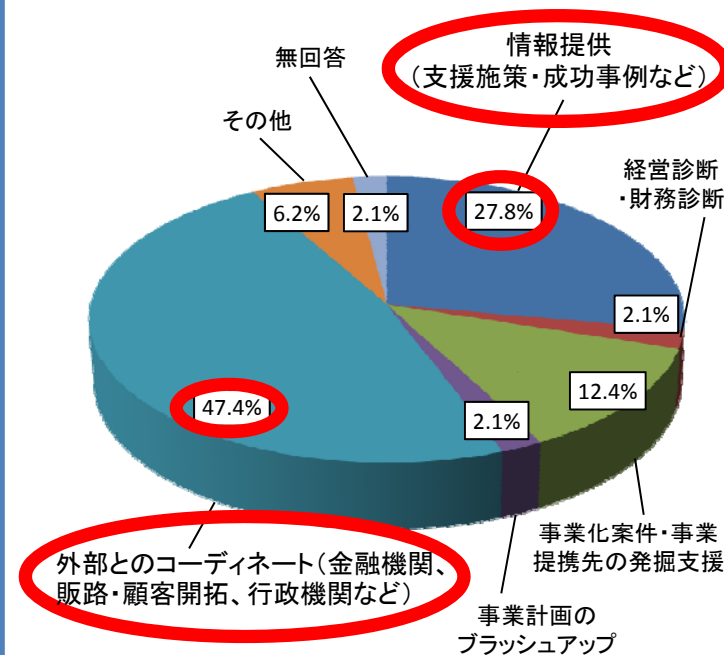
「建設業と地域の元気回復助成事業」

地域の中小・中堅建設業者の団体が、その保有する人材、機材、ノウハウ等を活用して、**農業、林業、観光、環境、福祉等の異業種団体及び自治体との連携**により協議会を設立し、建設業の活力の再生、雇用の維持・拡大や、地域の活性化を図ろうとする場合に、連携事業に関する検討や試行的実施に必要な経費を助成。平成21年度・22年度に計155件の協議会の取組に対して助成し、事業化を支援。

新事業展開を継続している97社の状況

金融機関や顧客・販路開拓等の**外部とのコーディネート**と、支援施策・成功事例に関する**情報提供**のニーズが大きい。

最も必要とする経営支援・相談サービス

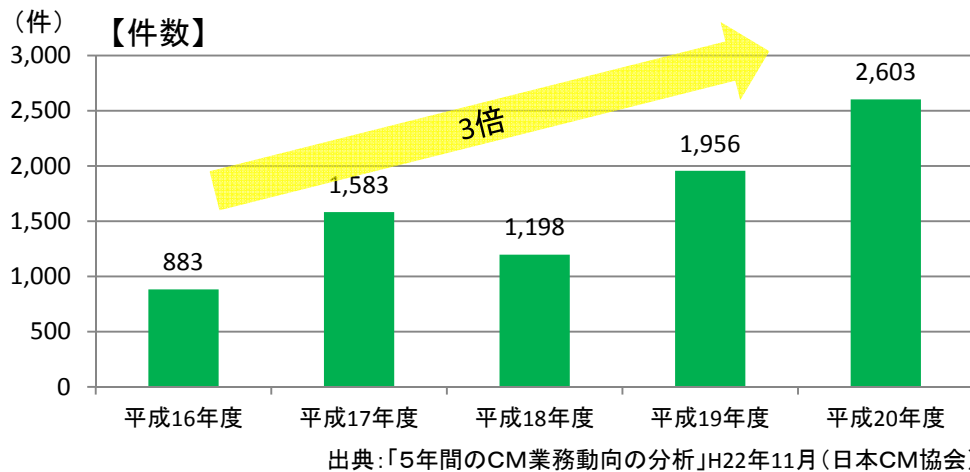


出所:国土交通省「建設企業の新たな挑戦 ～展開事例・支援施策集2010～」
※都道府県から推薦された新事業展開に継続的に取り組んでいる建設企業97社に対し実施したアンケート結果

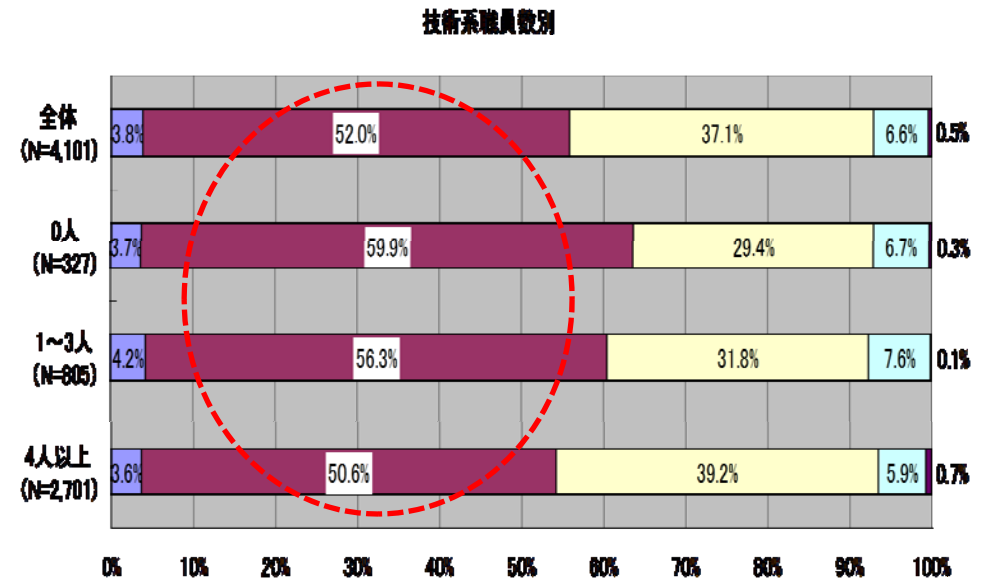
II-6-7 CM市場の動向と潜在ニーズ

- CM市場は拡大傾向にあり、地方公共団体の潜在ニーズは高い。
- 民間建設工事の件数が相対的に多く、公共工事における導入があまり進んでいない。→普及・啓発等が課題

CM業務 件数



地方公共団体におけるCM方式活用のニーズ



新規CM業務受注実績(2008年度)



※回答のあった日本CM協会会員企業の件数・業務報酬それぞれの単純集計
 ※「他」は建築・土木の附帯部分も含むため

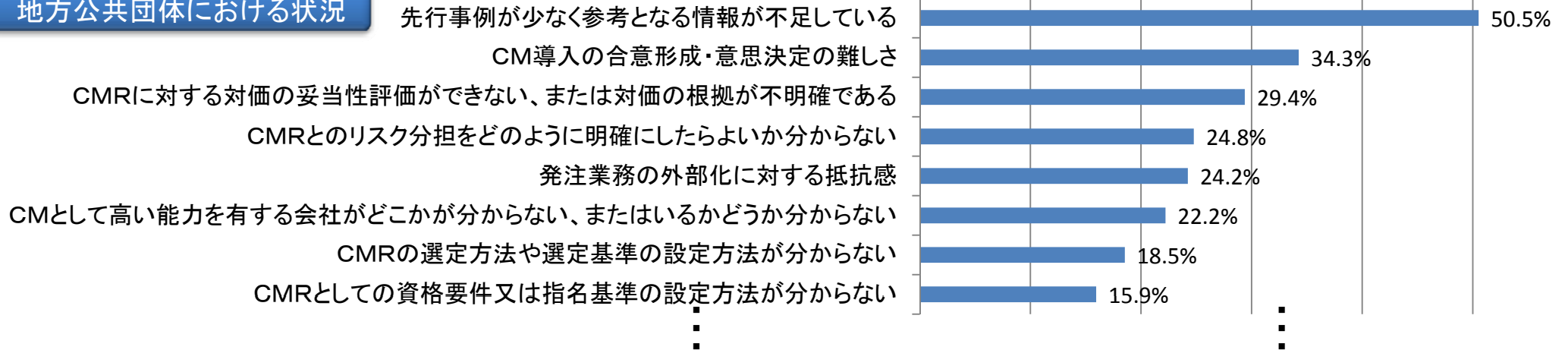
出所:日本CM協会調査研究委員会『「2007年度CM業務実績」に関するアンケート調査結果』

- 現在の諸課題を解決する有力な選択肢の一つであり、もっと詳しく知りたい。
- 発注方式の選択肢の一つであり、有効なら活用したい。
- 発注方式の選択肢の一つであるが、従来の方式で十分と考えている。
- 無回答
- 無効回答

出所:国土交通省「地方公共団体の発注体制・能力に係る実態調査」(H19年12月)

II-6-8 CM方式の普及に向けた課題

地方公共団体における状況



出所：国土交通省「地方公共団体の発注体制・能力に係る実態調査」(H19年12月)

CM方式の普及に向けた課題

共通ツールの整備

- 多くの発注者やCMRが共通的に用いる仕組みの整備
- 標準約款、業務範囲を条文化した標準業務仕様書の制定の検討
- CM損害賠償責任保険の検討
- 業務報酬の積算の考え方の検討

制度的制約の在り方

- 入札・契約制度や建設業法上の取扱い等

普及・啓発

- 意義・効果の普及・啓発によってCM方式の採用拡大を図る
- 民間団体による資格・試験や継続教育の取組の周知等

第2章 実施すべき対策

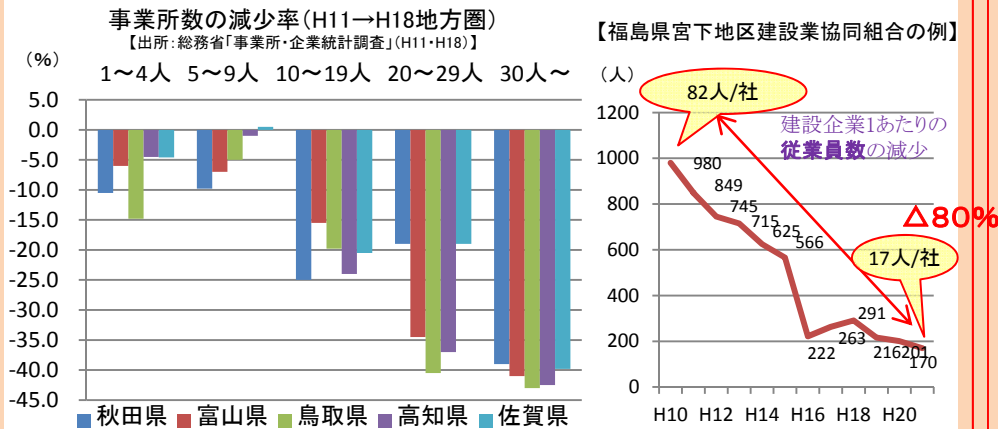
①-1 地域維持型の契約方式(1)

現状と課題

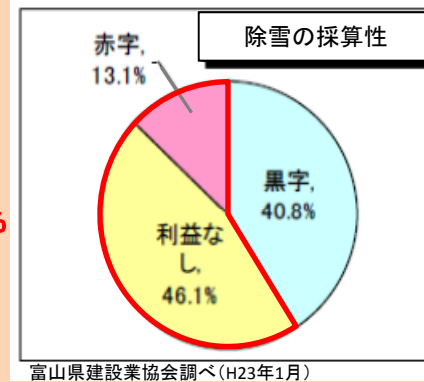
- 事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等(「地域維持事業」)を担う能力のある地域建設企業が減少。
→このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。
- 地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

担い手企業の小規模化

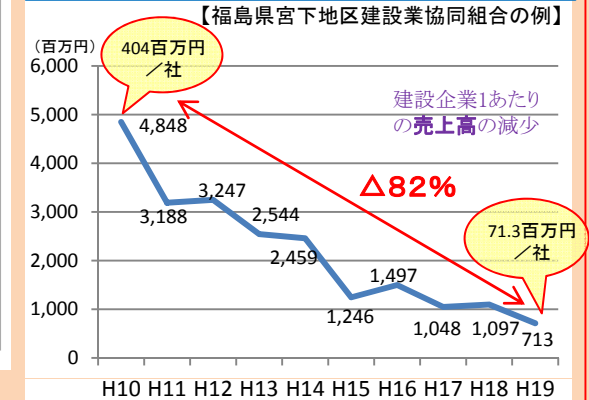
中核となる建設企業の大幅減、小規模化・零細化(地方圏で顕著)



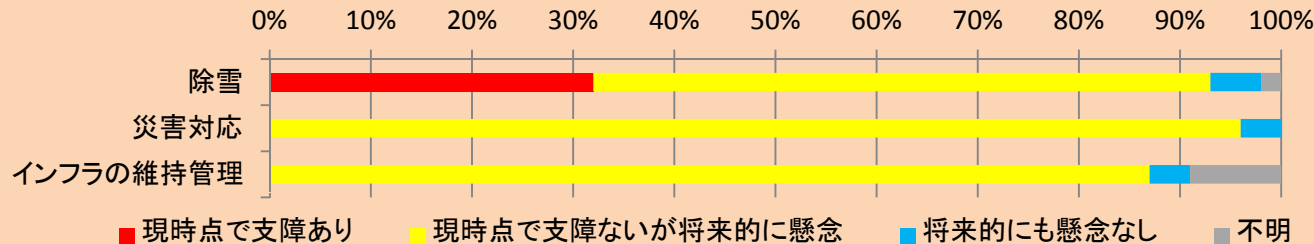
地域維持事業の低い採算性



他の事業で赤字を補うことも困難に



地域維持事業における都道府県の将来的な懸念



不調・不落の増加 (除雪) 【北陸4県・市町村】(H19)119件, (H20)183件, (H21)186件

出所:国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理に関するアンケート」及び北陸地方整備局(平成23年1月)

地域建設企業の特長

～東日本大震災における事例～

- すぐ確実に現場に到達して活動
- 地域の事情に精通し的確に対応
- 被災者雇用の維持

①-2 地域維持型の契約方式(2)

課題を踏まえた対応の方向性

- ① 地域維持事業[※]に係る経費の積算において、実態に即した適切な費用計上を行う。 ※災害対応、除雪、インフラの維持管理
- ② 地域に不可欠な維持管理を適切に行い得る担手の確保が困難となるおそれがある場合には、施工の効率化と施工体制の安定的確保の観点から、地域の実情を踏まえつつ、契約方式を工夫する。
(例えば、一括契約、複数年契約、地域精通度の高い建設企業(地域維持型の建設共同企業体等)との契約等)
- ③ 契約は、適正な競争のもと、透明性の高い契約手続を通じて行う。

一括契約のイメージ例

(例1)
雪寒地域において、通常の維持管理業務と除雪業務を一括受注できれば、年間を通じて人や機械を遊ばせることなく効率的に使うことができる。

<降雪期(個別)> 除雪業務

<その他期間(仕事なし)>

<一括契約>
人や機械を両方で有効活用できる

除雪業務+除草、維持補修等

(複数年)
契約

(例2)
道路巡回と河川巡視を一括受注できれば、1台のパトロール車・運転手で両方の業務を効率的に行えるようになる。

<道路巡回(個別)> 車両1台+運転手1名+技術者1名

<河川巡視(個別)> 車両1台+運転手1名+技術者1名

<道路巡回・河川巡視の一括契約>
車両1台+運転手1名+技術者2名

[△車両1台、運転手1名]

(複数年)
契約

(例3)
道路のA区間とB区間を一括受注できれば、1台の除草車で両方の区間の業務を効率的に行えるようになる。

<A区間の除草(個別)> 除草車1台+作業員1名

<B区間の除草(個別)> 除草車1台+作業員1名

<A区間・B区間を通じた一括契約>
除草車1台+作業員1名

[△除草車1台、作業員1名
ただし、作業時間は延長]

(複数年)
契約

(個々の企業ではなく)
地域維持事業の実施を目的とした
新タイプの建設共同企業体(JV)

目指すべき姿

地域社会の維持、災害対応空白地帯の発生防止

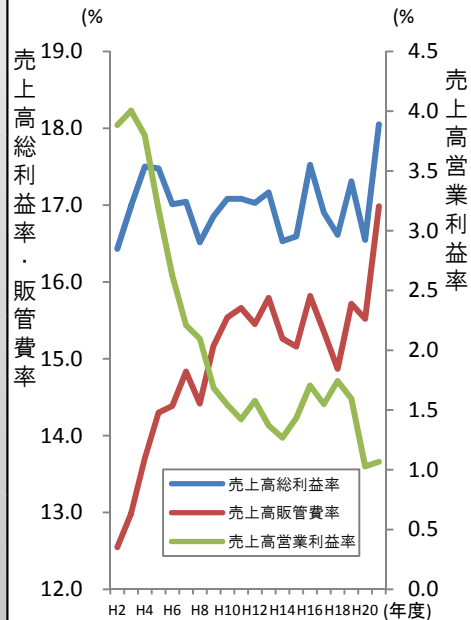
②-1 保険未加入企業の排除(1)

現状と課題

- 建設投資の減少の中、技能労働者の処遇低下、若年入職者の減少
- 適正に保険加入し、人材育成を行う企業ほど競争上不利

経営、雇用状況の変化

経営状況

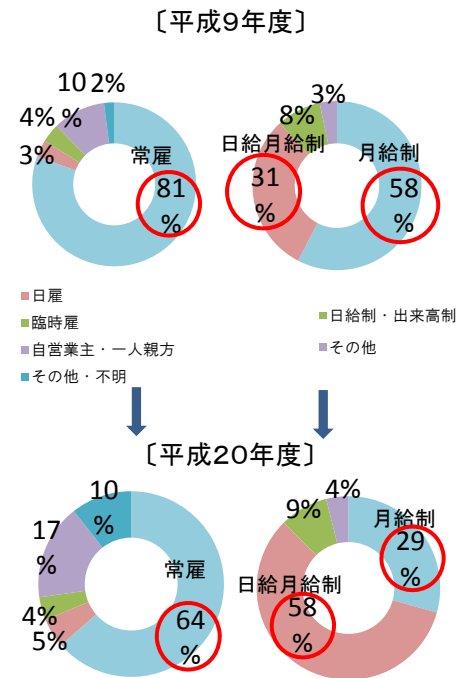


出所:財務省「法人企業統計」

※資本金10億円以上の企業では、総利益率は13%程度から11%程度に低下、販売費率は8%前後で安定的に推移

雇用形態

給与支払形態

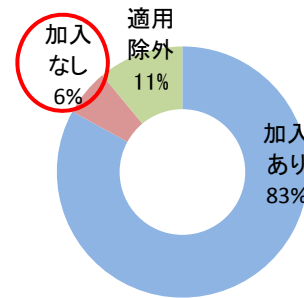


出所:国土交通省「建設技能労働者の就労状況等に関する調査」

社会保険等の加入状況

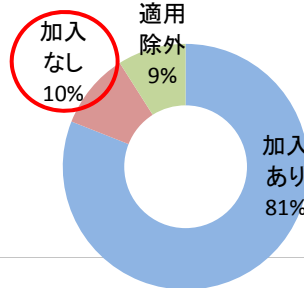
企業単位

○元請企業 (公共事業) <雇用保険>



約1割が未加入

<健康保険・厚生年金保険>



出所:「経営事項審査」(H22)

※下請企業は不明

労働者単位

○建設業全体

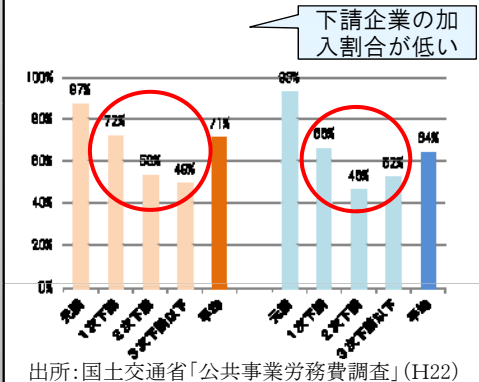
- ・雇用保険 : 61.0%
- ・厚生年金保険 : 61.9%

※雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合

(出所:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21))

○公共事業の現場労働者

- <雇用保険・健康保険・厚生年金保険>
- ・土木 71%
- ・建築 64%



出所:国土交通省「公共事業労務費調査」(H22)

②-2 保険未加入企業の排除(2)

行政、元請企業、下請企業が一体となった取組

1. 行政による指導監督方策

- ① 許可更新時の加入状況確認
- ② 公共工事参加者の加入状況確認
- ③ 建設業担当部局による立入検査

社会保険担当部局との連携による加入徹底

2. 元請企業における徹底方策

- 元請企業による下請指導 ← 行政によるチェック
 - 元請企業による下請指導責任の明確化
 - 下請企業の保険加入状況のチェック、指導
 - ※ 施工体制台帳、建設現場の作業員名簿等を活用

3. 下請企業における徹底方策

- 下請企業による保険加入の徹底
 - 下請企業、再下請企業の保険加入の徹底
 - 労働者単位の加入状況の効率的なチェック
 - ・ 建設業者団体による労働者の加入状況のチェック等

派生する課題への対応

- 法定福利費が適切に流れる取組み
 - ・ 見積・契約額における労務費・法定福利費計上を周知徹底等
- 一人親方が増加しないようにする取組み
 - ・ 請負及び雇用に関するルール（偽装請負の禁止等）の周知徹底等

目指すべき姿

- 建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 企業間の健全な競争環境の構築

スケジュール

- 周知・啓発期間：1年程度
- 排除方策の進め方
 - ・ 大規模工事から順次拡大
 - ・ 5年目途で目指すべき姿に

社会保険等の加入状況

企業単位

- 加入義務のある許可業者について
- # 100%

労働者単位

- 製造業相当の加入状況を目指す

(参考) 製造業の加入状況

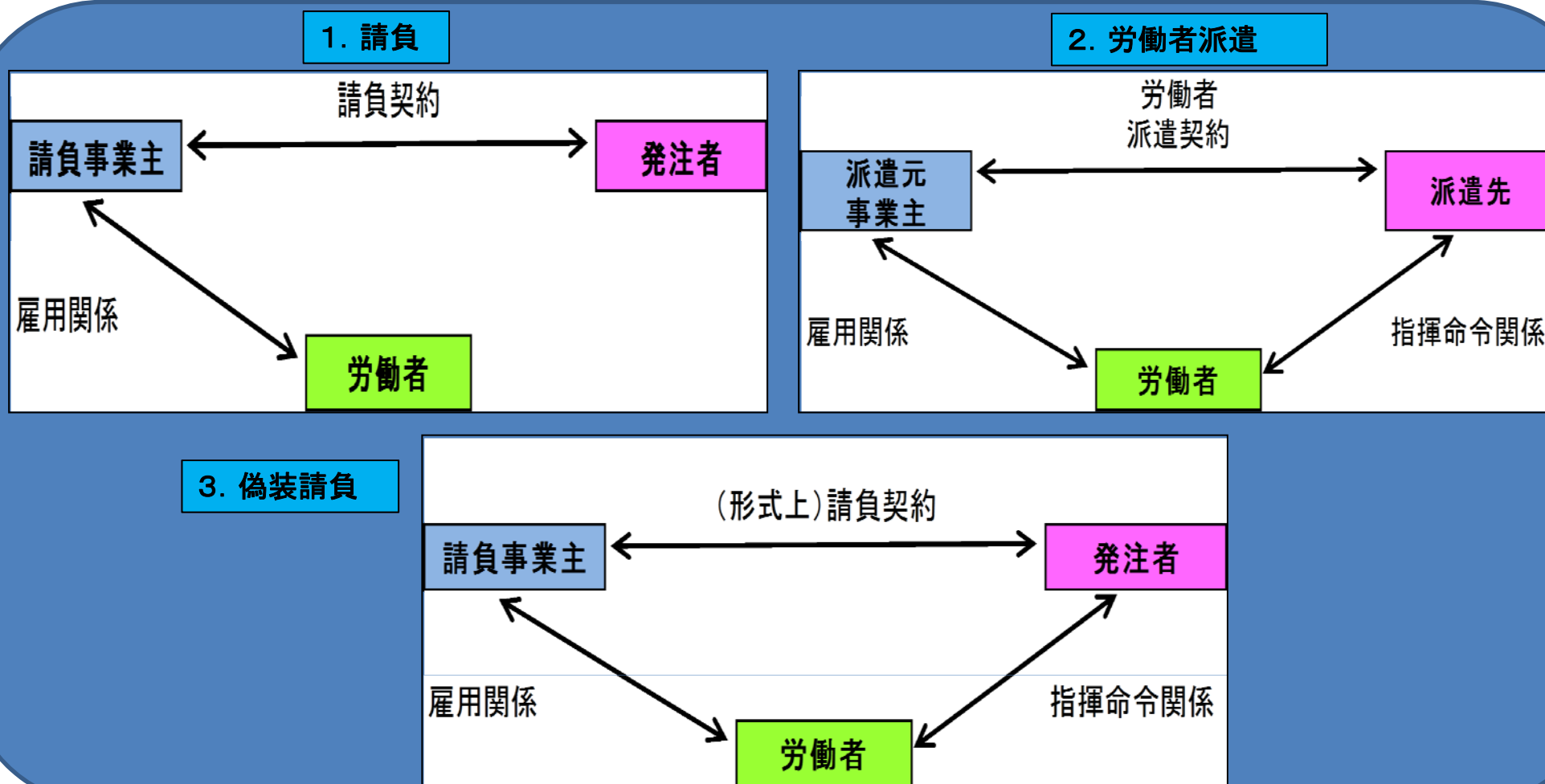
- ・ 雇用保険 92.6%
- ・ 厚生年金保険 87.1%

※ 雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合

出所: 総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(H21)

②-3 請負、労働者派遣及び偽装請負について

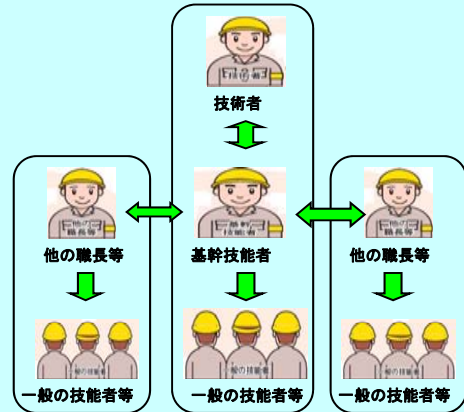
- 偽装請負とは、「請負」という契約方式をとっているが、実態は「労働者派遣」の形態で業務を行うこと。
- **建設業務**（現場で直接生産に携わる技能工の業務等）については、**労働者派遣は禁止**されている。
- 偽装請負の問題点としては安全衛生等の責任があいまいになり、危険防止措置が十分に講じられないまま、**労働者が労働災害にあう等のおそれが高まる**こと。



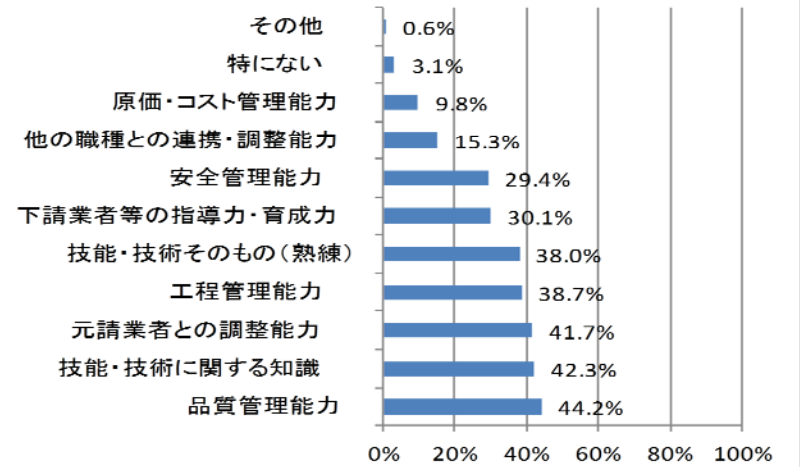
②-4 基幹技能者の確保・育成・活用について

基幹技能者制度

- 概要: 基幹的な役割を担う建設技能労働者の講習資格制度(建設業法施行規則)
- 役割: 建設現場で総括職長として、安全管理、品質管理等について、横断的な調整、指導
- 要件: 実務経験10年以上、職長経験3年以上、最上級の技能資格取得等
- 現状: 27職種、27,397名(平成23年1月31日現在)



基幹技能者が優れている点



出所: (社)建専連「登録基幹技能者の評価・処遇に関するアンケート調査」(平成21年度)

民間の取組み

- 基幹技能者の職種ごとの育成、確保
- 基幹技能者の有効性のPR
- 優秀な基幹技能者の年収600万円への引上げ(日建連)

官民一体となり推進協議会を組織、取組を推進

国土交通省の取組み

- 基幹技能者の職種の充実
- 公共工事における基幹技能者の評価

- 生産性の向上、品質・安全確保
- 技能労働者の処遇改善

- ◆建設技能労働者への目標像の提示
- ◆建設技能の承継

②-5 公共事業労務費調査の人材確保・育成への活用

公共事業労務費調査における技能資格保有者の賃金水準 (資格取得のインセンティブ、キャリアパスへの活用検討)

職種	公共工事 設計労務単価 (全国単純平均)	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
造園工	14,796	+9% ~ +13% (1級造園技能士)	—
とび工	15,347	+4% ~ +6% (1級とび技能士)	+7% ~ +13% (登録鷹・土工基幹技能者)
電工	15,628	—	+15% ~ +20% (登録電気工事基幹技能者)
鉄筋工	15,226	+3% ~ +4% (1級鉄筋施工技能士)	—
塗装工	15,009	+4% ~ +7% (1級塗装技能士)	+5% ~ +11% (登録建設塗装基幹技能者)
高級船員	20,685	—	+8% ~ +13% (登録海上起重基幹技能者)

職種	公共工事 設計労務単価 (全国単純平均)	1級技能士	登録基幹技能者 (基幹技能者を含む)
普通船員	16,406	—	+14% ~ +19% (登録海上起重基幹技能者)
型わく工	15,470	+3% ~ +5% (1級型枠施工技能士)	+4% ~ +9% (登録型枠基幹技能者)
内装工	15,334	+3% ~ +8% (1級内装仕上げ施工技能士)	—
ガラス工	14,713	+6% ~ +11% (1級ガラス施工技能士)	—
保温工	15,517	+3% ~ +8% (1級熱絶縁施工技能士)	—

※平成22年度公共事業労務費調査のデータの有効標本のうち、集計に必要な資格保有者の標本数が集まった職種について、職種毎の都道府県別の平均額と資格保有者の平均額の差を全国加重平均し、標本誤差を加減して算定。

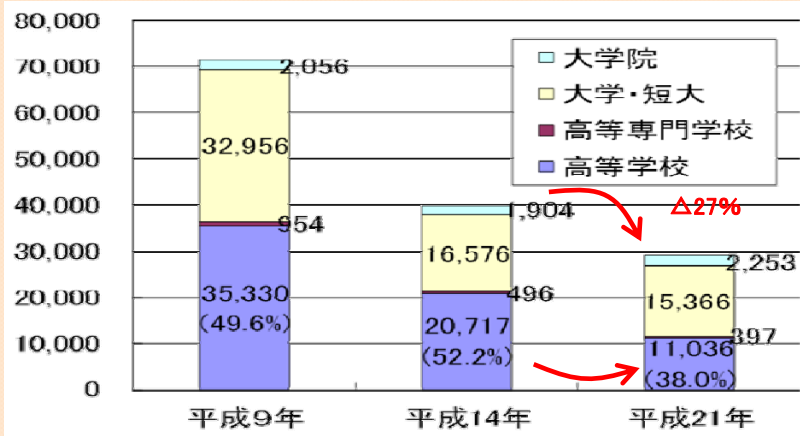
「—」は該当資格なしまたは標本が集まらなかったもの

③-1 技術者データベースの整備(1)

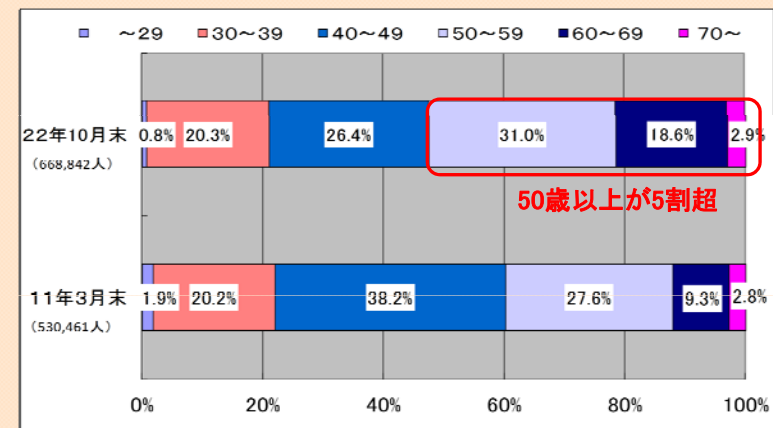
現状と課題

- 建設業の新規入職者数は減少しており、担い手となる技術者の世代交代の中で、優秀な技術者の確保、育成は喫緊の課題
- 工事の品質確保のためには、技術者の適正配置が重要であるが、技術者に係る監督処分は後を絶たない状況。特に民間工事においては十分な確認が行われていない状況。適正な施工や安全、環境に支障をきたすおそれ。

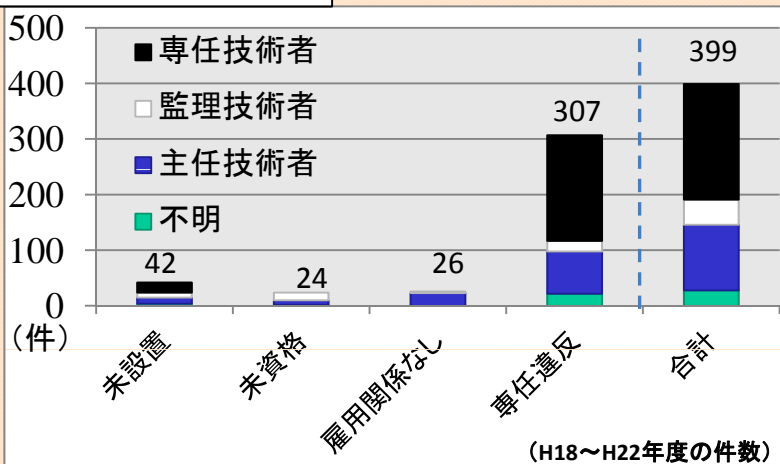
学歴別建設業新規入職者数



監理技術者の年齢構成



技術者の監督処分件数



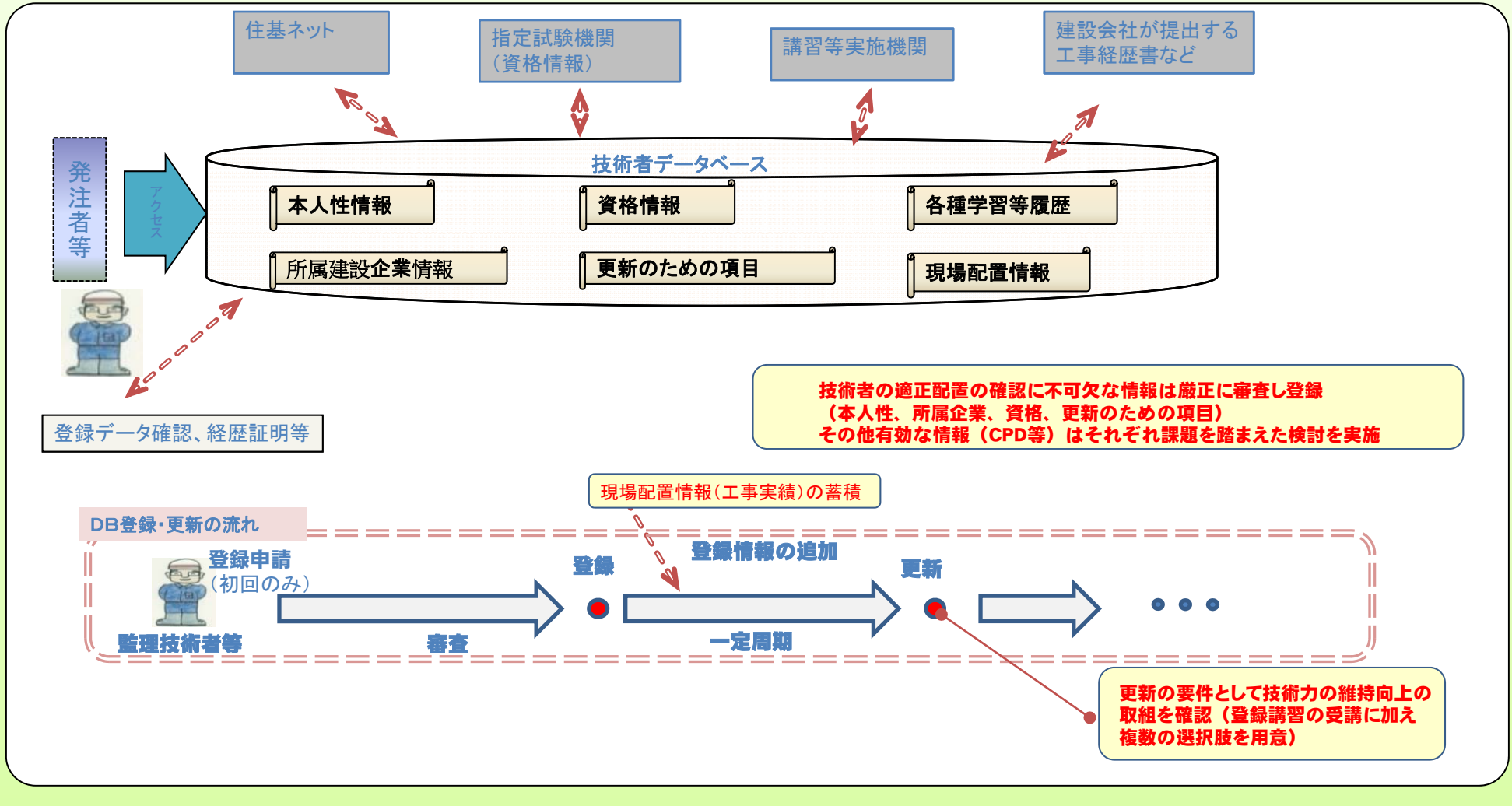
技術者等の情報の管理について

イギリス	データベース蓄積	約 160万人 (技能者等含む)
韓国	データベース蓄積	約 55万人
日本	監理技術者 資格者証保有者 ※ 技術者	約 67万人 ※約120万人(推計)

③-2 技術者データベースの整備(2)

課題を踏まえた対応の方向性(1)

◎技術者に関するデータベースの整備



目指すべき姿

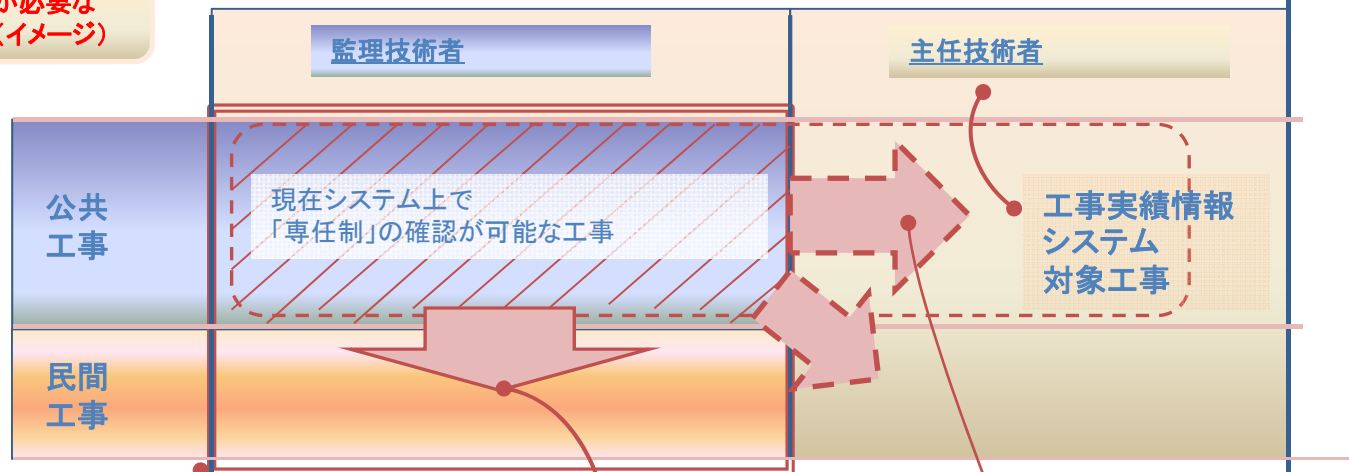
- 技術者の資質・技術力向上のインセンティブの付与
- 優秀な技術者の確保・育成

③-3 技術者データベースの整備(3)

課題を踏まえた対応の方向性(2)

データベースによる技術者適正配置の推進

専任が必要な
工事(イメージ)

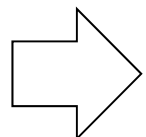


監理技術者情報のデータベース化

- ・確認行為の効率化
- ・不正表示等の防止

技術者の配置情報を収集することにより、民間工事についても、システム上で、専任の確認が可能。

データベースの対象を主任技術者まで拡充
→ 確認行為の効率化、不正表示の防止
→ システム上で専任の確認が可能。
(段階的な拡充が有効)



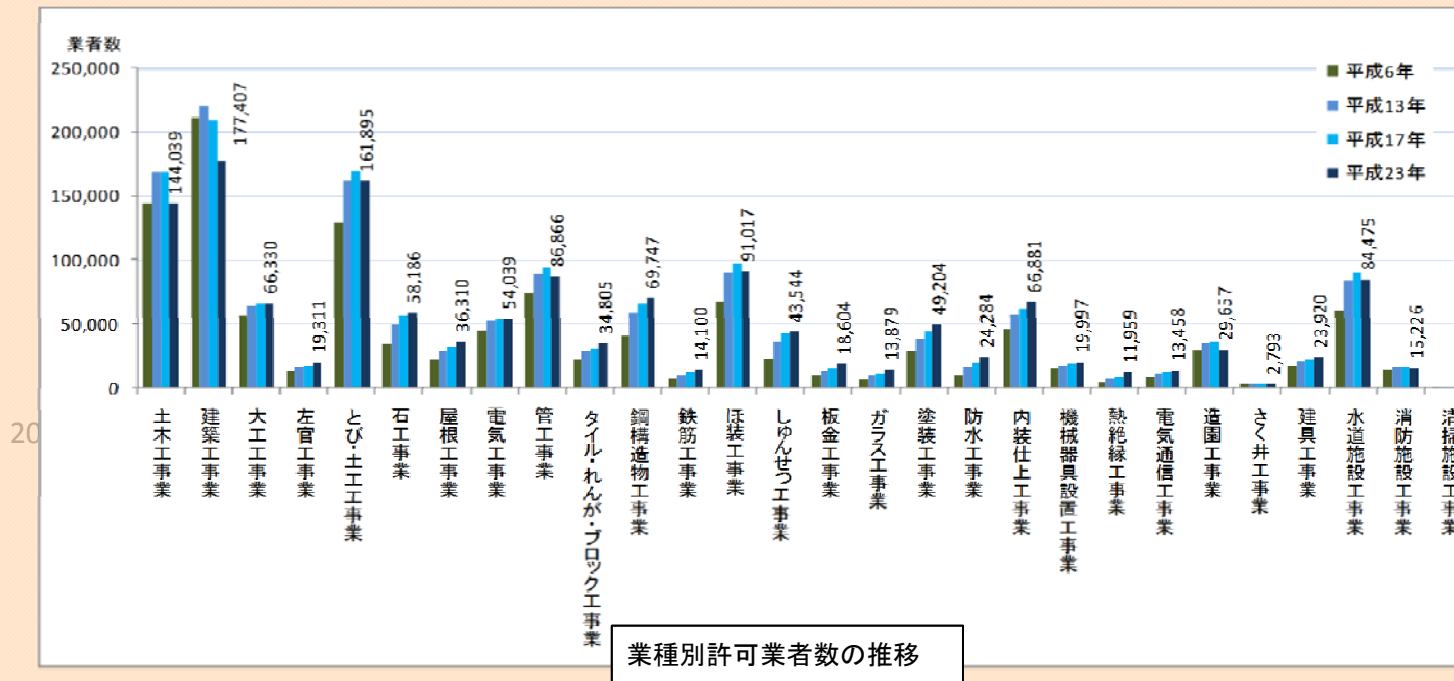
目指すべき姿

○ 適切な確認方法の導入による適正配置の確保
(不良不適格業者の排除による健全な競争環境の実現)

③-4 業種区分の点検

業種区分の点検の必要性

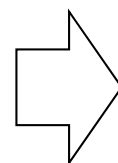
- 建設工事は多種多様な専門的技術の組合せにより行われており、業種別許可制度を採用
- 現在の業種区分は、昭和46年に、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等より設定
- 40年が経過する中で、実態と乖離しているおそれ



課題を踏まえた対応の方向性

◎業種区分の点検

業種区分の点検の視点を整理し点検を行い、必要な見直しを検討
(建設業界の意見も聴取し、総合的な観点で検討)



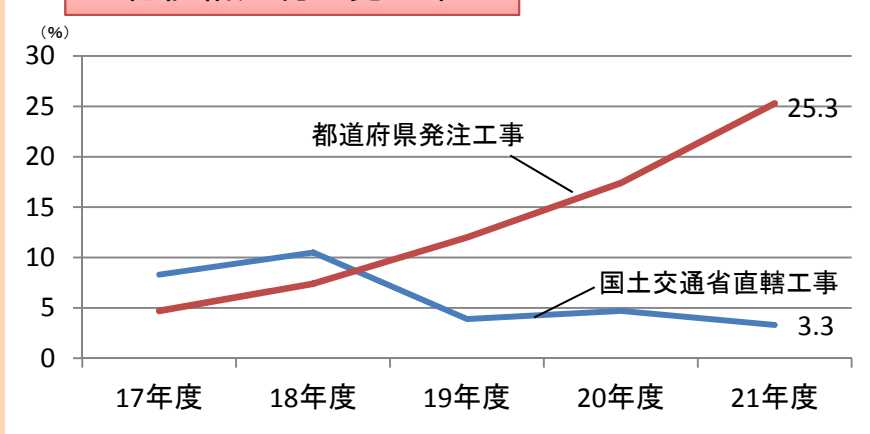
目指すべき姿

○時代のニーズや経営環境の変化に対応した技術者制度の適切な運用

④-1 ダumping対策の強化

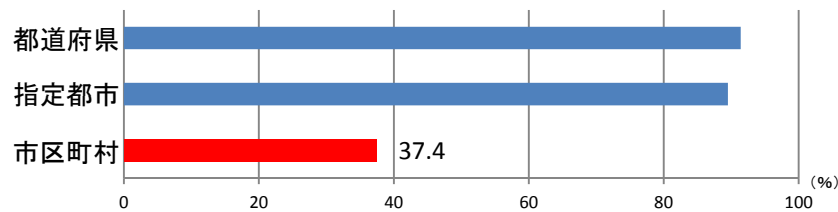
現状と課題

低価格入札の発生率



低入札価格調査基準価格

(国並み水準以上に設定している自治体の割合)



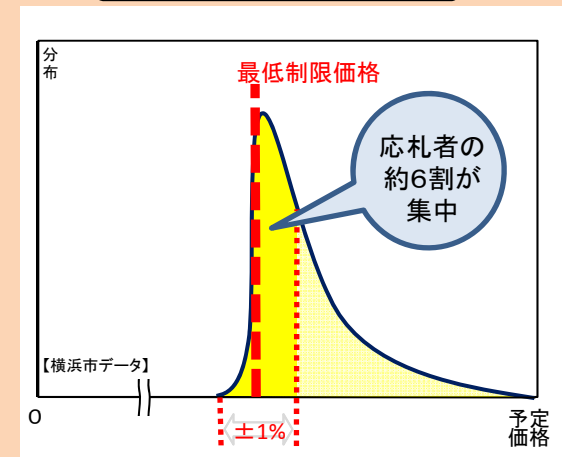
予定価格の事前公表(都道府県の36団体)

くじ引き落札の多発

入札行動のゆがみ

事前公表 13.5% > 事後公表 5.7%

2.4倍



課題を踏まえた対応の方向性

- ・調査基準価格を、国の調査実績に基づく水準に見直し
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

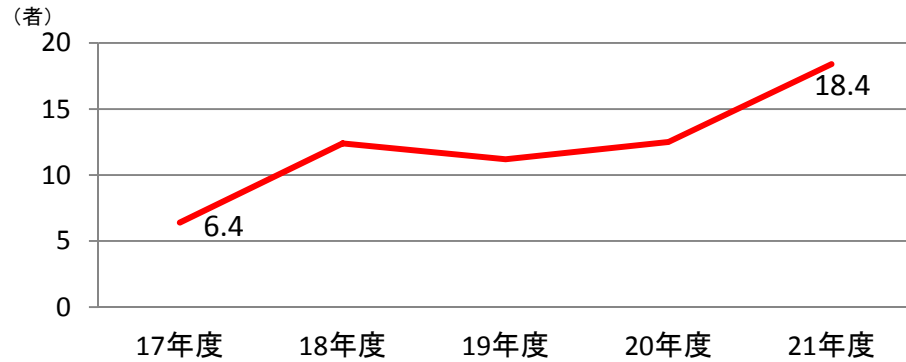
目指すべき姿

工事の品質確保、下請へのしわ寄せ防止 等

④-2 落札決定の効率化(段階選抜方式)

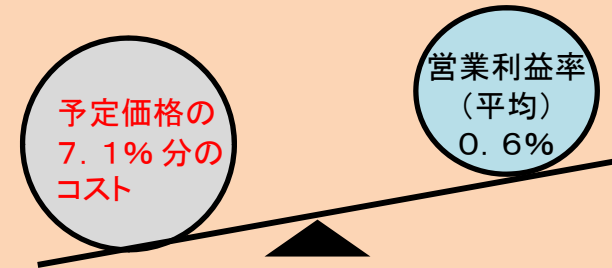
現状と課題

平均入札参加者数(国土交通省直轄のWTO対象工事※)



※国土交通省(港湾空港を除く)発注の一般土木工事

総合評価の技術提案・審査に多くのコストを要している(H21)



予定価格の7.1%が受発注者全体のコストとなっている。

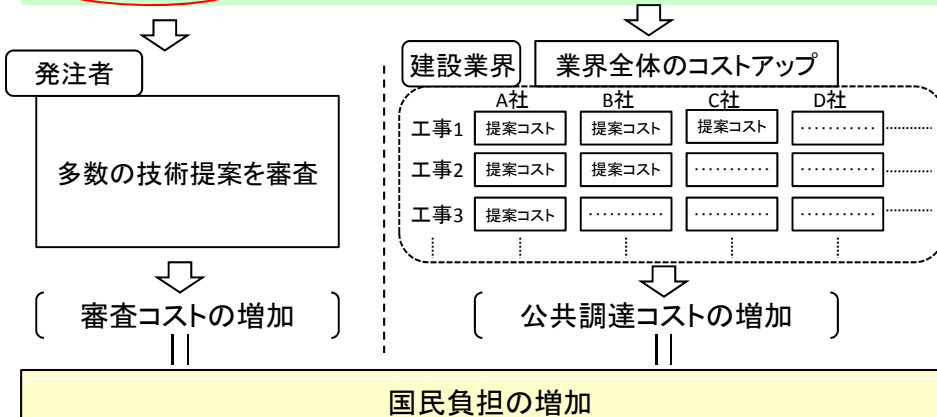
(平均入札参加者数18.4者※の場合の試算)

建設企業の営業利益率は0.6%。

(2010年7月 日建連法人会員決算状況調査)

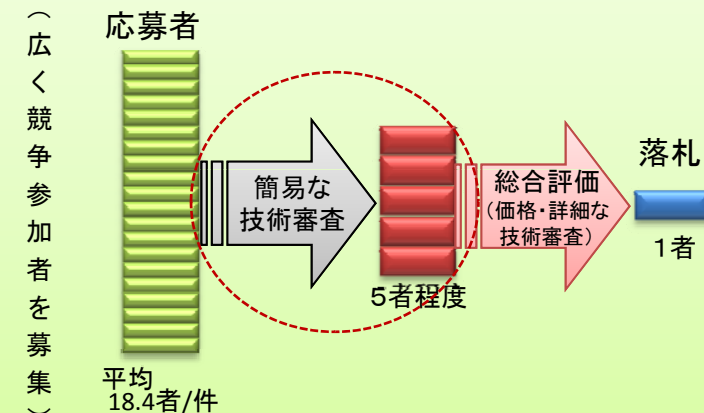
入札契約手続に要した審査コスト(発注者)及び技術提案コスト(建設企業)は、最終的には、国民負担の増加につながるおそれ。

平均入札参加者数が18.4者 多数の工事において、多数の企業が、多数の技術提案を作成。



課題を踏まえた対応の方向性

段階選抜のイメージ



目指すべき姿

受発注者の手続コストの縮減

④-3 地域企業の適切な活用

現状と課題

地域企業の活用により円滑・効率的な施工が期待できる工事

大規模工事や高度な技術力が必要な工事

都道府県のうち
6 団体で地域企業の
活用方針がない

的確・整合的
な運用確保
に課題

下請として地元企業を活用することが
有用な場合がある。

課題を踏まえた対応の方向性

[地域要件]

各地方公共団体による運用方針の策定を促進

[地元企業活用型の総合評価]

地元の下請や資材会社を活用する元請を入札時に加点評価

目指すべき姿

地域企業の適切な活用による適正な施工の確保

④-4 入札契約制度改革の推進(その他)

現状と課題

- ・下請代金に関し、下請負人へのしわ寄せが多発
- ・元請企業の倒産は下請企業の連鎖倒産につながるおそれ
- ・請負契約の片務性の問題は、建設業の健全な発達と適正な施工を妨げるおそれ

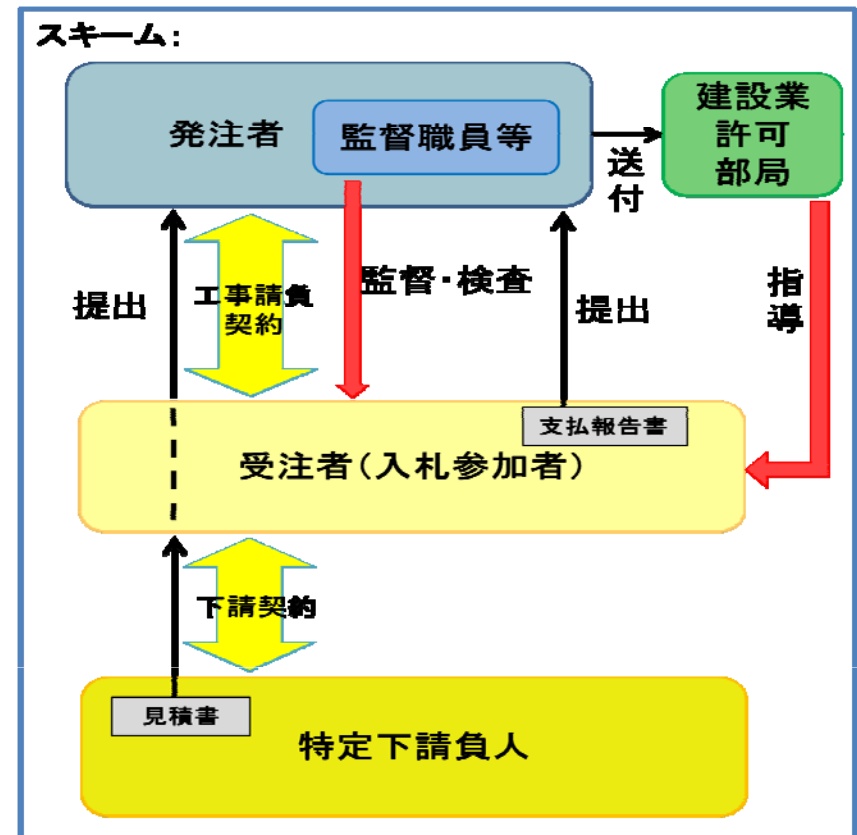
課題を踏まえた対応の方向性

- ・下請企業の見積を踏まえた入札方式
- ・支払ボンドの試行導入に向けた取組
- ・受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

「支払ボンド」とは

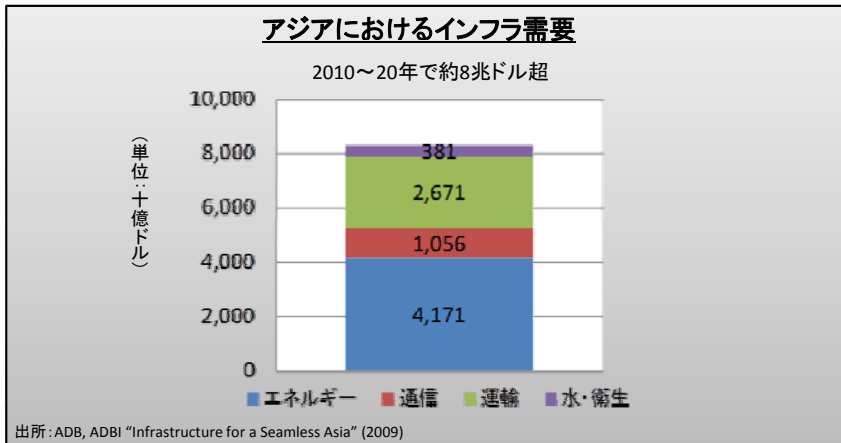
元請企業による下請代金の不払が生じた場合に、金融機関が下請企業への支払を保証する保証証書(支払ボンド)を、元請企業があらかじめ発注者に提出する仕組み。

下請企業の見積を踏まえた入札方式(スキーム)



⑤-1 海外展開支援策の強化(1)

1. 必要性



世界の建設投資の現況

(単位: 億米ドル)

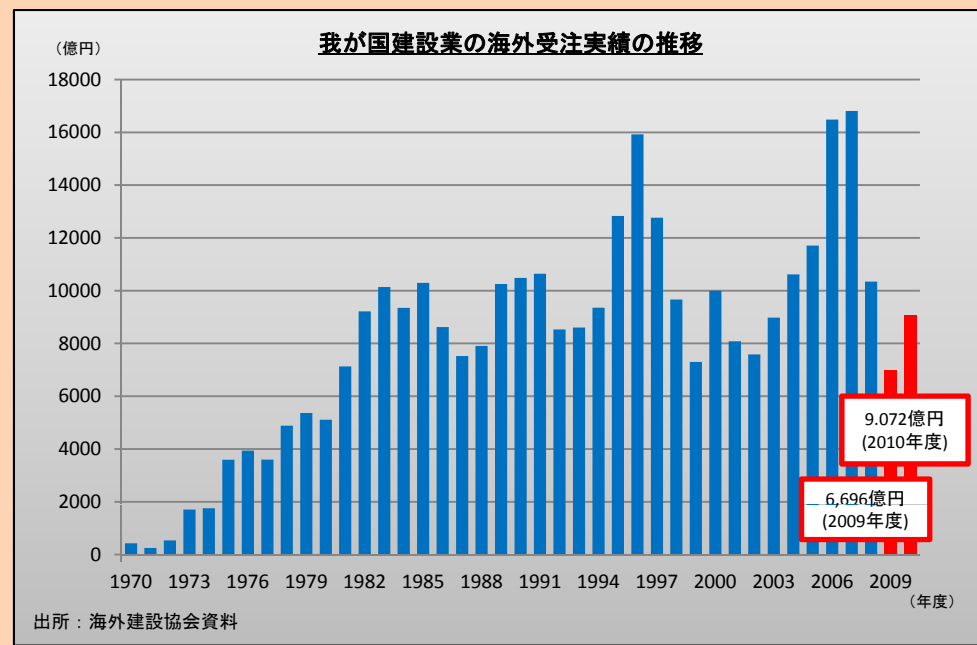
	日本	アジア太平洋	中東・アフリカ (MENA)
GDP	54,381.3	102,551.0	17,300.0
日本を100とした場合の割合	100	189	32
建設投資	4,454.3	25,898.0	1,087.0
日本を100とした場合の割合	100	581	24
建設投資の対GDP比	8.2%	25.3%	6.3%

出所: 財団法人建設経済研究所「建設経済レポート・2011年4月版」

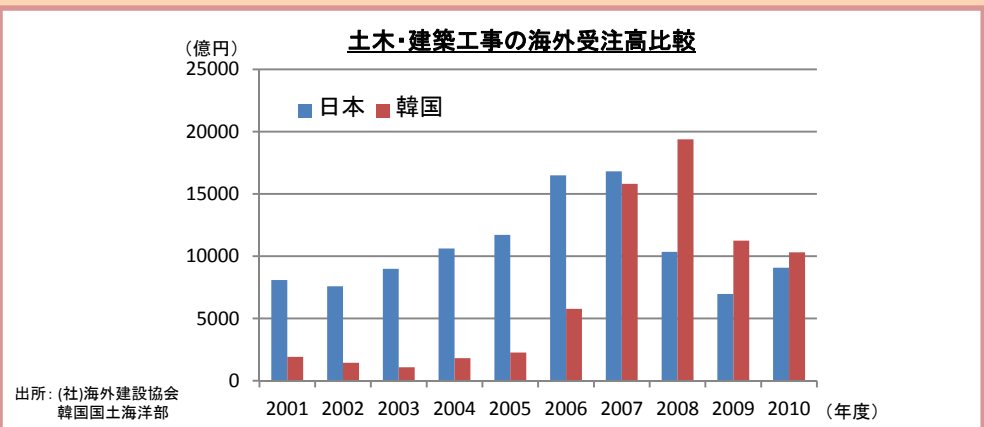
▶日本は2010年度、アジア太平洋、MENAは2009年。

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日国土交通省成長戦略会議報告)においても、海外展開を推進することとしている。

2. 現状



○韓国等諸外国では政府が手厚い支援策を講じている例もあり、競争が激化。



- #### 【韓国の支援策】
- ▶「海外建設総合情報サービス網」により発注情報、建設環境情報等を提供。(155ヶ国)
 - ▶「海外建設教育訓練プログラム」の実施、教育・セミナーの実施。(年1,400人)
 - ▶「中小企業受注支援センター」における専門家による業務支援相談の実施。

3. 当面の施策の方向性

1. 契約・リスク管理の強化

- ・契約・リスク管理の重要性についての意識改革の推進。
- ・国内における国際的な発注・契約方式を取り入れた公共工事の実施の検討、試行。
- ・海外建設ホットラインの拡充。
- ・貿易保険の活用。

2. 情報収集・提供の強化

- ・主要国の建設環境情報やトラブル情報等を収集・提供する仕組みの構築。
- ・JETROとの連携強化
- ・中小企業向け相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、専門アドバイザーとの相談をアレンジ。

3. 人材育成の強化

- ・業界における人材育成体制の構築。
- ・研修プログラムの作成、公開講座に対する支援。
- ・我が国留学生、外国人研修生等に関する海外建設人材情報データベースの構築支援。
- ・日本型の建設マネジメントについて経験等有する現地人材の育成。

4. 事業初期段階からの戦略的支援・海外進出意欲の醸成

- ・トップセールスの展開。
- ・建設企業等による案件形成支援。
- ・建設交流会議(PRセミナー)の開催、国際見本市への参画等。
- ・融資(JBIC、政投銀等)の活用促進。
- ・海外現地法人の海外建設工事の完成工事高等を経営事項審査の評価の対象とする方向で検討。

5. 国際建設市場の環境整備

- ・途上国等にみられる外国業者に対する外資制限の緩和等、非関税障壁の撤廃交渉(WTO、二国間)。
- ・投資協定(BIT)、経済連携協定(EPA)の活用。

目指すべき姿

各企業、業界団体、政府が一体となって、
中小建設企業等を含めた我が国建設産業の海外展開を推進

⑥-1 不良不適格業者の排除について

現状と課題

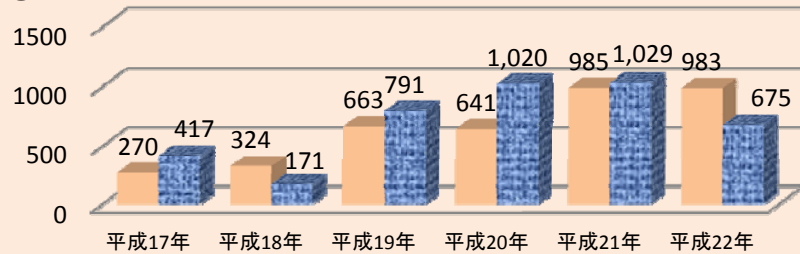
①建設業許可業者数について

H23年3月末現在

総数	内訳		知事／総数
	大臣	知事	
498,806	9,735	489,071	98.0%

②行政指導件数の推移

■ 都道府県 ■ 国土交通省



※指導件数は建設業法41条に基づく指導・助言・勧告を集計したもの。

(①、②ともに国土交通省調べ)

都道府県の指導監督体制と行政指導の状況

- ▶ 許可業者数の98%は知事許可業者 (H23年3月末現在)
- ▶ 都道府県の建設業指導監督担当職員数は418人、1県あたり9人 (H20年2月現在)
(整備局は180人、1局あたり18人 (H23年4月現在))
※都道府県、整備局ともに他業務との兼任者、併任者を含む。
- ▶ 年間平均指導件数が50件以上の都道府県数 5
- ▶ 年間平均指導件数が10件未満の都道府県数 34
うち年間平均指導件数が1件未満の都道府県数 17
- ▶ 平成22年の平均指導件数は、1県あたり21件
(整備局は1局あたり68件)

課題を踏まえた対応の方向性

国と都道府県の連携強化による排除の徹底

- 【対策例】
- ①建設業取引適正化推進月間等における都道府県と合同での立入検査・業者向け講習会等の実施
 - ②国から都道府県に対する立入検査要領・審査手法等などのノウハウの提供、研修会の開催
 - ③建設業者への立入検査を行う職員の資格の緩和
 - ④特に悪質な知事許可業者に対する国土交通省職員による立入検査の実施
 - ⑤行政庁のマンパワー不足を補完する効率的な方策の整備を検討(技術者データベース)

現状と課題

【現状】

- 地域の建設業は、過剰供給構造の中で企業の小規模化、軽量化が進み、建設企業が従来地域社会の維持のために担ってきた**役割が果たせていない状況**も生じている。
- 他社との協業化や企業連携、合併等の企業再編、あるいは転業、廃業などへの意向は必ずしも高くない。

【課題】

- 建設企業が持続可能となるよう**過剰供給構造を是正**することが必要であり、企業再編等が効果的に行われるよう、希望する企業に対して**円滑な実施が可能となる環境を整備**することが必要

課題に対応した支援策の方向性

【企業再編等の際に必要な事項】

- 経営状況の把握・分析や経営戦略の検討
- 債権債務等の法律関係の整理
- 企業再編等に必要な情報等の入手
- 資金面でのバックアップ

【検討すべき施策】

- ① 中小企業診断士に加えて、公認会計士、弁護士など、**外部専門家による支援体制**の強化
- ② 地元金融機関との連携を図ることによる**資金面での対応**を含めた計画の策定支援
- ③ 合併・事業譲渡を希望する建設企業同士の**情報のマッチング**
- ④ 建設企業が転業・廃業に踏み切るメルクマールとなる**廃業診断マニュアル**の作成

現状と課題

【現状】

- 建設投資の減少とPPP/PFI、リフォーム、維持管理（インフラマネジメント）等の新たな市場の拡大
- 新事業展開についてはこれまで期間限定の予算事業による支援のみであり、継続的な支援・フォローが不足
（資金助成）・新分野等進出モデル事業（H15～H20） ・建設業と地域の元気回復助成事業（H20～H22）
（相談支援）・ワンストップサービスセンター事業（H17～H22）

【課題】

- 新たな市場への参入は課題だが、新事業展開に対するノウハウが蓄積されていない
- 新たな市場において中心的な役割を果たしていくための能力の底上げが課題

課題に対応した支援策の方向性

【新事業展開を行うに当たって必要となる事項】

- 新事業展開を行う取組に対する継続的なフォロー
- 企画・立案・調整能力の底上げ
- ノウハウの蓄積
- 新事業展開に必要な資金の調達

【検討すべき施策】

- 建設企業の新事業展開への継続的な支援を行う体制を構築
- 建設企業が新たなノウハウを取得・蓄積するための支援体制の確立
- 優れた新事業展開への資金調達を可能とする施策

現状と課題

【現状】

- 民間における資格制度の整備等が進められる一方、国交省でも「CM方式活用ガイドライン」(H14)を公表するなど、かねてよりその導入促進の取組が行われてきた。
- CM市場は拡大傾向にあるが、公共市場における導入はあまり進んでいない。

【課題】

- CM方式の共通ツールの整備、制度的制約の在り方、CM方式の普及・啓発等の課題が存在
- 建設投資が減少する中で、大手・中堅企業の高い技術力・事業企画力を生かしたCM市場の開拓の余地は大きい。



課題に対応した支援策の方向性

【今後の対応】

- コスト・プロセスの透明化や適正施工の確保等の意義があるため、制度化に向けて関係する専門家の助言を得ながら継続的に検討することが必要
- CM方式のメリットに関する発注者の理解の促進